

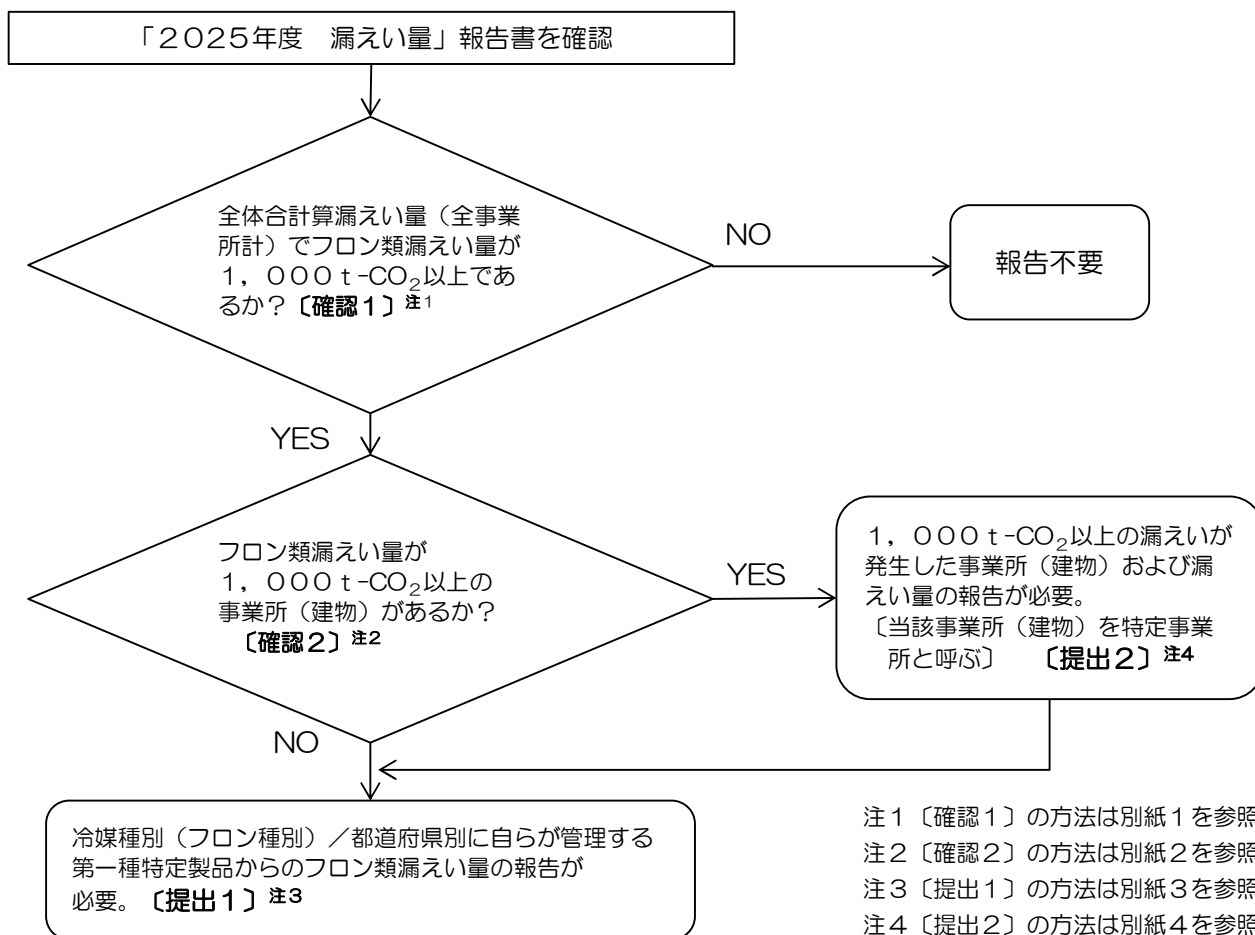
フロン排出抑制法に基づくフロン類算定漏えい量の報告方法について

1. はじめに

本紙は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（以下「フロン排出抑制法」）に基づく「フロン類算定漏えい量報告・公表制度」について、各事業者（お客様）が報告対象か否かを判定し、フロン類漏えい量を算定・報告するために必要な事項を解説するものです。

今回送付しました「2025年度 漏えい量」報告書をご確認頂き、報告対象か否かを判定し適切にご対応頂きたく、よろしくお願い致します。

2. 報告対象判定の流れ



3. 提出期限・提出先

(1) 提出期限

毎年4月1日から7月31日までの期間に前年度分の報告書等の提出が必要です。尚、提出する報告書に記載する算定漏えい量は前年度の算定漏えい量が対象です。

(2) 提出先

報告書等は、算定の対象となる事業者（お客様）の事業を所管する省庁の窓口（別紙5）へ持参または送付願います。事業者（お客様）が二つ以上の事業を行っている場合には、それぞれの事業を所管する省庁の窓口すべてに同一の報告書等を持参または送付願います。

なお、事業所管省庁の窓口へ提出された情報は、事業者の主たる事業を所管する事業所管大臣によりとりまとめられ、環境大臣及び経済産業大臣へ通知されます。

以上

◇本紙は「フロン類算定漏えい量マニュアル」（Ver 2.95）令和7年8月 環境省/経済産業省を抜粋し作成しております。

◇フロン類算定漏えい量報告・公表制度の詳細については環境省HP内「フロン類算定漏えい量報告マニュアル」をご参照下さい。

マニュアルのダウンロード等については、下記Webサイトをご覧ください。

[santei_manual_v2.95_0.pdf](#)

[確認1]

全体合計算定漏えい量(管理者様全体)でフロン類漏えい量が1,000t-CO₂以上であるか。

<「××年度 漏えい量」報告書>

冷媒フロン類 2025年度 漏えい量 作成日: 20YY年04月ZZ日

20XX年4月1日～20YY年3月31日の期間における冷媒フロン類の漏えい量を下記のとおり報告いたします。

1. 管理者様情報

管理者 氏名・名称	
代表者氏名 ※法人のみ記入	
管理者の所在地	

2. 年間漏えい量

全体合計算定漏えい量 (t-CO ₂)			47.04		管理者様が所有している機器の 年間算定漏えい量となります。 本値が1,000t-CO ₂ 以上か確認願います。				
全体	冷媒種	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	冷媒種	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	冷媒種	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)
	R-410 A	0.00	0.00	R-32	0.00	0.00			
都道府県 別	都道府県		合計算定 漏えい量 (t-CO ₂)	冷媒種	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	冷媒種	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)
	岩手県		0.00	R-410 A	0.00	0.00	R-32	0.00	0.00
	栃木県		0.00	R-410 A	47.04	24.50	R-32	0.00	0.00
	東京都		0.00	R-410 A	0.00	0.00	R-32	0.00	0.00

・管理者は法人または個人を単位として、管理するすべての機器からの漏えい量を算定し、合計の漏えい量が1,000t-CO₂以上の場合は、管理者から事業所管大臣へ報告が必要です。
 (前年度の4月1日から3月31日までの期間を対象として毎年度7月末までに報告が必要です。)

別紙2

[確認2]

フロン類漏えい量が1,000t-CO₂以上の事業所があるか。

<「××年度 漏えい量」報告書(アクセスナンバー別)>

冷媒フロン類 2025年度 漏えい量

作成日: 20YY年04月ZZ日

20XX年4月1日～20YY年3月31日の期間における冷媒フロン類の漏えい量を下記のとおり報告いたします。

1. 管理者様情報

管理者 氏名・名称	
代表者氏名 ※法人のみ記入	
管理者の所在地	

2. 年間漏えい量

全体合計算定漏えい量 (t-CO ₂)		1,092.13		管理者様が所有している機器の 年間算定漏えい量が 1,000t-CO ₂ を超過している。					
全体	冷媒種	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	冷媒種	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	冷媒種	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)
	R-410 A	0.00	0.00	R-32	0.00	0.00			
アクセス ナンバー 別	アクセスナンバー 現場名称	合計算定 漏えい量 (t-CO ₂)	冷媒種	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	冷媒種	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	
	1234567 〇〇工場	0.00	R-410 A	1,075.20	560.00	R-32	0.00	0.00	
	2234567 △△支店	0.00	R-32	16.93	25.00				
	3234567 □□支店	0.00	R-32	0.00	0.00				
	4234567 ◇◇工場	0.00	R-410 A	0.00	0.00	R-32	0.00	0.00	

管理者様が所有している機器の年間算定漏えい量が 1,000t-CO₂以上なのか確認する。事例では「横浜駅西口支店」が 1,000t-CO₂超過しているため、「〇〇工場」は特定事業所となる。

第Ⅳ編 付 録

(表面)

様式第 1 (第 4 条関係)

フロン類算定漏えい量等の報告書

年 月 日

事業所管大臣 殿

報告者 住^(ふりがな)所 丁
氏^(ふりがな) 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成 13 年法律第 64 号。以下「法」という。)第 19 条第 1 項及び第 2 項の規定により、フロン類算定漏えい量等に関する事項について、次のとおり報告します。

特 定 漏 え い 者 コ ー ド									
特 定 漏 え い 者 の 名 称 (前回の報告における名称)	(ふりがな)								
所 在 地 (ふりがな)	〒	—	都 道 府 県	市 区 町 村					
商 標 又 は 商 号 等									
主 たる 事 業					事 業 コ ー ド				
主 たる 事 業 を 所 管 す る 大 臣									
フ ロ ン 類 算 定 漏 え い 量	第 1 表、第 2 表及び別紙のとおり								
そ の 他 の 関 連 情 報 の 提 供 の 有 無 (該 当 す る も の に ○ を す る こ と)					1. 有	2. 無			
担 当 者 (問 い 合 わ せ 先)	部 署								
	氏 名 (ふりがな)								
	電 話 番 号								
	メ ー ル ア ド レ ス								
※受理年月日	年	月	日	※処理年月日	年	月	日		

- 備考 1 本報告書は、特定漏えい者ごとに作成すること。
 2 特定漏えい者コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、特定漏えい者ごとに付された番号を記載すること。
 3 前回の報告における名称の欄は、変更された場合のみ記載すること。
 4 特定漏えい者が連鎖化事業者に該当する場合にあつては、商標又は商号等の欄に当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業に係る特定の商標、商号その他の表示について記載すること。
 5 主たる事業の欄は、日本標準産業分類の細分類に従って事業の名称を記載し、二以上の業種に属する事業を行う特定漏えい者にあつては、そのうちの主たる事業を記載するとともに、それ以外の事業について裏面に記載すること。
 6 その他の関連情報の提供の有無の欄は、法第 23 条第 1 項の規定による情報の提供がある場合は右欄「1. 有」に○をすること。
 7 ※の欄には、記載しないこと。
 8 報告書及び別紙の用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

第IV編 付 録

(裏面)

1	事 業 の 名 称		事業コード				
	当該事業を所管する大臣						
2	事 業 の 名 称		事業コード				
	当該事業を所管する大臣						
3	事 業 の 名 称		事業コード				
	当該事業を所管する大臣						

備考 二以上の業種に属する事業を行う特定漏えい者にあつては、番号1から3までの欄に、主たる事業以外の事業の名称を日本標準産業分類の細分類に従って記載すること。また、番号3までの欄で記載できない場合は、欄の追加を行うこと。

第IV編 付 録

【特定漏えい者単位の報告】

漏えい年度： _____ 年度

第1表 特定漏えい者のフロン類算定漏えい量

フロン類 の種類	①		②		③		④		⑤		合計
	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	
特定 漏えい者 全体											
都道府県	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)
1.											
2.											
3.											
4											

- 備考 1 漏えい年度の欄には、フロン類算定漏えい量の対象となる年度を記載すること。
 2 ①～⑤の欄には、フロン類算定漏えい量等の内訳となるフロン類の種類を記載すること。⑤欄までで記載できない場合は、欄の追加を行うこと。
 3 番号1～4の欄には、都道府県名を記載すること。番号4の欄までで記載できない場合は、欄の追加を行うこと。

第IV編 付 録

第2表 特定漏えい者が設置する特定事業所の一覧

特定事業所番号	特定事業所の名称	特定事業所の所在地	特定事業所において行われる事業				
			事業コード				事業の名称
1		〒					
2		〒					
3		〒					
4		〒					
5		〒					
6		〒					
7		〒					
8		〒					
9		〒					
10		〒					

- 備考 1 本表には、特定漏えい者が設置している全ての特定事業所について必要事項を記載すること。特定事業所番号10までの欄で記載できない場合は、欄の追加を行うこと。
- 2 特定事業所において行われる事業の欄には、日本標準産業分類の細分類に従って事業コード及び事業の名称を記載し、二以上の業種に属する事業を行う特定事業所にあつては、そのうちの主たる事業を記載すること。
- 3 本表に記載した特定事業所については、当該特定事業所ごとのフロン類算定漏えい量等を、別紙を添付することにより報告すること。

第Ⅲ編 フロン類算定漏えい量の報告方法

(表面)
様式第1 (第4条関係)

フロン類算定漏えい量等の報告書

① XXXX年X月XX日

経済産業大臣 殿 ②

報告者 住所 (ふりがな) 〒100-0000
東京都千代田区霞が関〇-〇-〇

氏名 (ふりがな) 環境株式会社
代表取締役社長 環境 太郎
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

③

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号。以下「法」という。)第19条第1項及び第2項の規定により、フロン類算定漏えい量等に関する事項について、次のとおり報告します。

④-1

特定漏えい者コード	X	X	X	X	X	X	X	X	X	
特定漏えい者の名称 (前回の報告における名称)	環境株式会社 ④-2									
所在地 (ふりがな)	〒100-0000 東京都 都道府県 千代田 千代田 町 霞が関〇-〇-〇 ④-3									
商標又は商号等	④-4									
主たる事業	石油化学系基礎製品製造業(一貫して生産される誘導品を含む) ⑤				事業コード		1	6	3	1
主たる事業を所管する大臣	経済産業大臣 ⑦									
フロン類算定漏えい量	第1表、第2表及び別紙のとおり									
その他の関連情報の提供の有無(該当するものに○をすること)	1. 有 2. 無 ⑧									
担当者 (問い合わせ先)	部署	環境部〇〇係								
	氏名	環境 良男 ⑨								
	電話番号	03-XXXX-XXXX								
	メールアドレス	aa@cc.dd.ee								
※受理年月日	⑩	年	月	日	※処理年月日	⑩	年	月	日	

備考 1 本報告書は、特定漏えい者ごとに作成すること。
2 特定漏えい者コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、特定漏えい者ごとに付された番号を記載すること。
3 前回の報告における名称の欄は、変更された場合のみ記載すること。
4 特定漏えい者が連鎖化事業者該当する場合にあっては、商標又は商号等の欄に当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業に係る特定の商標、商号その他の表示について記載すること。
5 主たる事業の欄は、日本標準産業分類の細分類に従って事業の名称を記載し、二以上の業種に属する事業を行う特定漏えい者にあっては、そのうちの主たる事業を記載するとともに、それ以外の事業について裏面に記載すること。
6 その他の関連情報の提供の有無の欄は、法第23条第1項の規定による情報の提供がある場合は右欄「1. 有」に○をすること。
7 ※の欄には、記載しないこと。
8 報告書及び別紙の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

図Ⅲ-3-1 様式第1(表面)の記入例

第Ⅲ編 フロン類算定漏えい量の報告方法

① 『年月日』

様式第1の事業所管大臣への報告年月日（窓口へ提出する場合は提出日、送付の場合には発送日）を記入します。

② 『あて先』

事業所において行っている事業（2つ以上ある場合は各事業）を所管している大臣名（Ⅲ-40ページ参照）を記入します。

なお、「主務大臣」又は「環境太郎大臣」（個人名）、「〇〇省」等とは記入しないでください。また、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度と異なり、地方支分部局長名となりませんのでご注意ください。

③ 『報告者（住所、氏名）』

報告者は、事業者（企業、団体等）です。この欄では提出日（報告日）時点のものを記入します。

なお、地方公共団体が行う公営企業及び学校等については、当該地方公共団体における知事部局等とは独立した別事業者として扱います（次頁コラム参照）。

『住所』：事業者の主たる事務所（本社等）の郵便番号及び住所（ふりがな）を記入します。

ふりがなは地名まで記載してください。所番地のふりがなを記入する必要はありません。

『氏名』：事業者名（登記上の名称）及びその代表者の役職名・氏名（ふりがな）を記入します。

なお、報告者は、この報告をフロン類の算定漏えい量の算定を担当する部署の長など事業者のフロン類算定漏えい量の算定に責任を有する者に報告者の代理人として委任することができます。この場合には、図Ⅲ-3-2のように記入します。報告に委任状を添付する必要はありません。（法人内部で適切な委任行為をしておいてください。）

（表面） 様式第1（第4条関係）	
フロン類算定漏えい量等の報告書	
XXXXXXXX年X月XX日	
経済産業大臣 殿	
報告者	(ふりがな) 住所 〒100-0000 とうきょうとちよ だくすみがせき 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇
氏名	(ふりがな) かんきょうかぶしきがいしゃ 環境株式会社 だいいひょうとりしまりやくしゃちょう かんきょう たろう 代表取締役社長 環境太郎 かんきょうほんぶちょう かんきょう じろう 代理人 環境本部長 環境二郎 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)

注：報告者の住所、氏名の下に代理人の役職及び氏名を記入してください。

図Ⅲ-3-2 報告者の代理人を委任している場合の報告者欄の記入例

④ 『特定漏えい者』

ここでは、排出量の報告を行う前年の4月1日（年度途中で事業を開始した場合は事業を開始した日）時点の情報を記入します。なお、年度途中で会社等の合併や市町村合併があった場合等には、合併等を行った日の情報を記入します。

なお、「報告者」と「特定漏えい者」の名称が異なる場合、念のため問合せ窓口（IV-108 ページ参照）までお問合せください。

④-1 『特定漏えい者コード』

事業者ごとの番号で、原則として温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度で用いる特定排出者コードと同じです。同制度のホームページ¹³でコードをご確認ください。

なお、コード番号を確認することができない場合には、問合せ窓口（IV-108 ページ参照）にお問合せください。

地方公共団体とは別事業者として報告を行う地方公営企業や教育委員会等の組織については、地方公共団体の知事部局等とは別の特定漏えい者コードとなります。

④-2 『特定漏えい者の名称』

事業者（企業、団体等）の登記上の名称を記入します。

なお、③と同様に地方公共団体における地方公営企業や教育委員会については、地方公共団体の知事部局等とは別事業者として扱います。

事業者名の変更、企業の合併、分割などで前年に報告した名称と異なっている場合にのみ、下段の「前回の報告における名称」に前回報告した際の事業者の名称も記入します。

<地方公共団体における知事部局等とは独立した別事業者が特定漏えい者となる組織>

○地方公営企業

地方公営企業に管理者が設置されている場合には、地方公共団体における知事部局等とは独立した別事業者として報告します。

○警察組織

都道府県警察が地方公共団体における知事部局等とは独立した別事業者として報告します。

○学校等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条に規定される教育委員会が管理する学校その他の教育機関については、教育委員会が地方公共団体における知事部局等とは独立した別事業者として報告します。

○組合

組合に管理者が設置されている場合には、地方公共団体における知事部局等とは独立した別事業者として報告します。

○収用委員会

収用委員会に管理者が設置されている場合には、地方公共団体における知事部局等とは独立した別事業者として報告します。

¹³ 特定排出者コード検索（温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度）
<https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/search.html>

④-3 『所在地』

事業者の主たる事務所（本社等）の郵便番号及び住所（都道府県名から番地まで）を記入します。ふりがなは地名まで記載してください。所番地のふりがなを記入する必要はありません。

④-4 『商標又は商号等』

フランチャイズチェーン事業者（特定連鎖化事業者）に該当する場合にあっては、当該連鎖化事業に係る特定の商標、商号その他の表示を記入します。フランチャイズチェーン事業者の漏えい量の把握については、Ⅱ-32 ページをご参照ください。

例：〇〇ストア

⑤ 『主たる事業』

事業者で行われている事業について、日本標準産業分類の細分類に従って事業名を記入します。なお、2つ以上の業種に属する事業を行っている場合は、そのうちの主たる事業を1つのみをこの欄に記入し、それ以外の事業については裏面に記入します。

主たる事業の考え方については、Ⅲ-16 ページのコラム〈主たる事業の考え方〉をご参照ください。

なお、日本標準産業分類の細分類は、本マニュアルのⅣ-48～88 ページに示しています。

ここでは、④と同様に排出量の報告を行う前年の4月1日（年度途中で事業を開始した場合は事業を開始した日）時点の情報を記入します。

ちなみに、日本標準産業分類は、2024年4月より改定されています。一部の事業については、2023年度までと分類名や事業コードが異なっていますので、最新の日本標準産業分類をご確認ください。

⑥ 『事業コード』

上記⑤で記入された主たる事業について、該当する日本標準産業分類における細分類の番号を数字4桁で記入します。なお、日本標準産業分類の細分類の番号は、本マニュアルのⅣ-48～88 ページに示しています。

なお、日本標準産業分類は、2024年4月より改定されています。一部の事業については、2023年度までと分類名や事業コードが異なっていますので、最新の日本標準産業分類をご確認ください。

例：算定の対象となる事業者の主たる事業が「石油化学系基礎製品製造業（一貫して生産される誘導品を含む）」の場合

事業コード：1631

⑦ 『主たる事業を所管する大臣』

上記⑤で記入された主たる事業について、当該事業を所管する大臣を記入します。なお、「主

務大臣」又は「環境太郎大臣」（個人名）、「〇〇省」などとは記入しないでください。なお、主たる事業が2つ以上の行政官庁の共管の場合、3大臣まで記入することができます。

例：算定の対象となる事業者の主たる事業が「石油化学系基礎製品製造業（一貫して生産される誘導品を含む）」の場合

主たる事業を所管する大臣：経済産業大臣

⑧ 『その他の関連情報の提供の有無』

特定漏えい者全体に関して、法第23条第1項に基づき、フロン類算定漏えい量の増減の状況（増減の理由、増減の状況の評価等）など報告された情報が開示された際の理解に資する情報を提供する場合は、「1.有」に○印を付けます。「1.有」に○印を付けた場合は、様式第2にも記入し、様式第1と併せて事業所管大臣宛（提出先は事業者の事業を所管する省庁の窓口（Ⅲ-43 ページ参照））に提出します。なお、複数の事業を行っている場合には、それぞれすべての事業所管大臣に同一の報告書を提出します。

⑨ 『担当者（問い合わせ先）』

報告後、行政側から報告内容（記入ミスや算定方法の確認等）について問合せをすることがありますので、対応が可能な担当者の所属する部署、氏名（ふりがな）、電話番号及びメールアドレスを記入します。

担当者は、報告者である事業者に所属している必要があります。

⑩ 『※受理年月日』及び『※処理年月日』

この欄には記入しないでください。

<主たる事業の考え方>

○主たる事業の考え方

複数の業種に属する事業を営む事業者では、主たる事業を判断することが必要です。

主たる事業の判断に当たっては、事業者全体及び事業所ごとの双方とも、原則として生産高・販売額等適切な指標によって、主たる事業を決定することになります。なお、この方法が適切でない場合には、従業員の数又は設備の規模等で判断しても構いません。

（例）事業者が営んでいる業種（売上高）が以下の場合、主たる事業として売上高が最も高い「自動車製造業」と記入します。

自動車製造業（100億円）、航空機製造業（70億円）、鉄道車両製造業（30億円）、
自動車卸売業（20億円）、輸送用機械器具卸売業（10億円）

また、生産高・販売額等での判断が難しい場合には、報告対象となっているフロン類算定漏えい量に係る事業について、従業員数又は設備の規模等で判断しても構いません。地方公共団体の指標の判断に当たっては、従業員数、設備の規模又はそれ以外の適切な指標のうち、いずれか最も適当なものを選択してください。

(2) 様式第1（裏面）の記入要領

様式第1の裏面の記入例を図Ⅲ-3-3に示します。

事業者において2つ以上の業種に属する事業を行っている場合は、表面に記載した主たる事業以外の事業（従たる事業）について、日本標準産業分類の細分類に従って事業コード（数字4桁）及び事業の名称、並びに当該事業を所管する大臣を記入します。

なお、事業者で行われている事業が5つ以上ある場合は、欄を追加して記入します。

ちなみに、日本標準産業分類は、2024年4月より改定されています。一部の事業については、2023年度までと分類名や事業コードが異なっていますので、最新の日本標準産業分類をご確認ください。

本制度における報告書等は、様式第1の表面の『主たる事業を所管する大臣』及び裏面の『当該事業を所管する大臣』のすべてに同一の報告書を提出してください。

(裏面)							
1	事業の名称	その他の有機化学工業製品製造業	事業コード	1	6	3	9
	当該事業を所管する大臣	経済産業大臣					
2	事業の名称	医薬品原薬製造業	事業コード	1	6	5	1
	当該事業を所管する大臣	厚生労働大臣					
3	事業の名称		事業コード				
	当該事業を所管する大臣						

備考 二以上の業種に属する事業を行う特定漏えい者にあつては、番号1から3までの欄に、主たる事業以外の事業の名称を日本標準産業分類の細分類に従って記載すること。また、番号3までの欄で記載できない場合は、欄の追加を行うこと。

図Ⅲ-3-3 様式第1(裏面)の記入例

第Ⅲ編 フロン類算定漏えい量の報告方法

(3) 様式第1【特定漏えい者単位の報告】の記入要領

様式第1の【特定漏えい者単位の報告】は、第1表及び第2表で構成されています。

様式第1の第1表の記入例を図Ⅲ-3-4に示します。

【特定漏えい者単位の報告】											
											漏えい年度： XXXX 年度
第1表 特定漏えい者のフロン類算定漏えい量											
① フロン類の種類	① R-22		② R-404A		③ R-410A		④		⑤		④ 合計
	算定漏えい量 (t-CO ₂)	実漏えい量 (kg)	算定漏えい量 (t-CO ₂)	実漏えい量 (kg)	算定漏えい量 (t-CO ₂)	実漏えい量 (kg)	算定漏えい量 (t-CO ₂)	実漏えい量 (kg)	算定漏えい量 (t-CO ₂)	実漏えい量 (kg)	算定漏えい量 (t-CO ₂)
特定漏えい者全体	352	200	1,182	300	768	400					2,302
都道府県	算定漏えい量 (t-CO ₂)	実漏えい量 (kg)	算定漏えい量 (t-CO ₂)	実漏えい量 (kg)	算定漏えい量 (t-CO ₂)	実漏えい量 (kg)	算定漏えい量 (t-CO ₂)	実漏えい量 (kg)	算定漏えい量 (t-CO ₂)	実漏えい量 (kg)	算定漏えい量 (t-CO ₂)
1. 東京都			788	200	384	200					1,172
2. 愛知県	352	200			192	100					544
3. 大阪府			394	100	192	100					586
4.											

備考 1 漏えい年度の欄には、フロン類算定漏えい量の対象となる年度を記載すること。
 2 ①～⑤の欄には、フロン類算定漏えい量等の内訳となるフロン類の種類を記載すること。⑤欄までで記載できない場合は、欄の追加を行うこと。
 3 番号1～4の欄には、都道府県名を記載すること。番号4の欄までで記載できない場合は、欄の追加を行うこと。

図Ⅲ-3-4 様式第1 第1表の記入例

(ア) 『漏えい年度』

フロン類算定漏えい量の対象となる年度（××××年度）を記入します。

例：2025年7月に2024年度分の算定漏えい量の報告を行う場合

漏えい年度：2024年度

(イ) 第1表 特定漏えい者のフロン類算定漏えい量

フロン類の種類ごとに、算定漏えい量（CO₂）をトン（t-CO₂）の単位で記入します。また、実漏えい量をキログラム（kg）の単位で記入します。事業者全体におけるフロン類の種類別の算定漏えい量とともに、都道府県ごとの算定漏えい量もフロン類の種類別に記入します。なお、トン単位、キログラム単位での報告値の考え方についてはⅢ-20ページを参照ください。

第Ⅲ編 フロン類算定漏えい量の報告方法

① 『フロン類の種類』

報告するフロン類の種類として冷媒番号（R-22、R-410A 等）を記入します。なお、報告するフロン類が6種類以上ある場合は、表を追加して記入します。

報告するフロン類の種類として記入する冷媒番号は、表Ⅱ-3-1（Ⅱ-25～28 ページ）の別表第1又は別表第2に記載されている冷媒番号を記載します。

報告するフロン類のうち表Ⅱ-3-1の別表第1に記載がない単一冷媒については、冷媒番号に代わり「その他フロン類」と、報告するフロン類のうち表Ⅱ-3-1の別表第2に記載がない混合冷媒については「その他混合冷媒」とそれぞれ記入します。

なお、表Ⅱ-3-1のフロン類の種類及び地球温暖化係数（GWP）は、2023年度実績以降の算定に適用するものです。2022年度実績までの算定に適用されたフロン類より、混合冷媒の種類が増えていきます。また、各フロン類の種類ともGWPの値が変更されていますのでご注意ください。

② 『算定漏えい量（t-CO₂）』

フロン類の種類ごとに、実漏えい量（kg）にGWPを乗じて算定した算定漏えい量をトン（t-CO₂）単位の量で記入します。なお、トン単位、キログラム単位での報告値の考え方についてはⅢ-20ページを参照ください。

各フロン類の種類ともGWPの値が2022年度実績までの算定に適用された値から変更されていますのでご注意ください。

③ 『実漏えい量（kg）』

フロン類の種類ごとに、充填した量から回収した量を控除した量をキログラム（kg）単位の量で記入します。なお、トン単位、キログラム単位での報告値の考え方についてはⅢ-20ページを参照ください。

④ 『合計』

報告する算定漏えい量の合計量をトン（t-CO₂）単位の量で記入します。なお、トン単位、キログラム単位での報告値の考え方についてはⅢ-20ページを参照ください。

1) 特定漏えい者全体

特定漏えい者全体の欄には、事業者全体におけるフロン類の算定漏えい量及び実漏えい量をフロン類の種類ごとに記入します。

2) 都道府県

番号1～4の欄にはフロンの漏えいが発生した都道府県名を記入するとともに、当該都道府県ごとに、フロン類の算定漏えい量及び実漏えい量をフロン類の種類ごとに記入します。

なお、事業を行っている都道府県が5つ以上ある場合は番号4の下に記入欄を追加して都道府県ごとに記入します。この場合、番号欄に4以降の番号を順に記入します。

＜漏えい量の報告値＞

算定漏えい量及び実漏えい量の算定においては、最初に整数値又は小数値を考慮することなく、都道府県ごとにフロン類の種類ごとの漏えい量及びその合計、並びに事業者全体でフロン類の種類ごとの漏えい量及びその合計をそれぞれ算定します。報告書に記載する際は、算定した漏えい量について小数点以下を切捨てた整数値を記入します。なお、算定漏えい量では-1～1 (t-CO₂) 未満、実漏えい量では-1～1 (kg) 未満の漏えい量については、それぞれ0 (ゼロ) を記入します。また、漏えい量が存在しない(充填又は回収を行っていない)欄は空欄としてください。

報告の記入例

(1) 実際の漏えい量が下の左側の表(赤色の数値)のとおりであったとします。

ここで、各県の値は当該県内にある事業所の合計値です。なお、B県においてR-410Aの漏えい量はなかったとします。

また、特定漏えい者全体は、各県の算定漏えい量又は実漏えい量の合計値(縦方向の合計値)です。さらに、特定事業者全体及び各都道府県の合計の値は、各フロン類の種類算定漏えい量の合計値(横方向の合計値)です。

(2) 報告書において記載する漏えい量は、下の左側の表の値をもとに、それぞれ小数点以下を切捨てた値とします。すなわち、下の右側の表(青色の数値)となります。

- ・ B県ではR-410Aの漏えい量が存在しないため空欄のままとします。
- ・ C県ではR-404A及びR-410Aとも算定漏えい量：1 (t-CO₂) 未満、実漏えい量：1 (kg) 未満のため、該当する欄にはいずれも0 (ゼロ) を記載します。なお、合計値は1.4 (t-CO₂) のため、1 (t-CO₂) と記載します。

このように、小数点以下の処理の関係で、表の縦方向及び横方向の合計は表に記載の数値の合計とはならないことがあります。問題ありません。

実際の漏えい量

フロン類の種類	① R-404A		② R-410A		合計
	算定漏えい量 (t-CO ₂)	実漏えい量 (kg)	算定漏えい量 (t-CO ₂)	実漏えい量 (kg)	
特定漏えい者全体	975.2	247.5	1,090.8	568.1	2,065.9
都道府県	算定漏えい量 (t-CO ₂)	実漏えい量 (kg)	算定漏えい量 (t-CO ₂)	実漏えい量 (kg)	算定漏えい量 (t-CO ₂)
1. A県	1,361.7	345.6	1,090.0	567.8	2,451.8
2. B県	-387.3	-98.3			-387.3
3. C県	0.8	0.2	0.6	0.3	1.4

⇒

報告書への記入値

フロン類の種類	① R-404A		② R-410A		合計
	算定漏えい量 (t-CO ₂)	実漏えい量 (kg)	算定漏えい量 (t-CO ₂)	実漏えい量 (kg)	
特定漏えい者全体	975	247	1,090	568	2,065
都道府県	算定漏えい量 (t-CO ₂)	実漏えい量 (kg)	算定漏えい量 (t-CO ₂)	実漏えい量 (kg)	算定漏えい量 (t-CO ₂)
1. A県	1,361	345	1,090	567	2,451
2. B県	-387	-98			-387
3. C県	0	0	0	0	1

第Ⅲ編 フロン類算定漏えい量の報告方法

(ウ) 第2表 特定漏えい者が設置する特定事業所の一覧

第2表は、事業者が設置している事業所のうち、特定事業所に該当するすべての事業所について、必要事項を記入します。ここで特定事業所とは、フロン類の算定漏えい量の合計が1,000t-CO₂以上である事業所のことです。特定漏えい者が単一の事業所や店舗等から構成される場合、特定事業所としての報告も併せて行う必要があります。

様式第1の第2表の記入例を図Ⅲ-3-5に示します。

特定事業所番号	特定事業所の名称	特定事業所の所在地	特定事業所において行われている事業				
			事業コード				事業の名称
1 ①	東京店 ②	〒100-0000 東京都千代田区大手町〇-〇-〇 ③	1	6 ④	3	1	石油化学系基礎製品製造業(一貫して生産される誘導品を含む) ④
2							
3							
10							

備考 1 本表には、特定漏えい者が設置している全ての特定事業所について必要事項を記載すること。特定事業所番号10までの欄で記載できない場合は、欄の追加を行うこと。
 2 特定事業所において行われる事業の欄には、日本標準産業分類の細分類に従って事業コード及び事業の名称を記載し、二以上の業種に属する事業を行う特定事業所にあつては、そのうちの主たる事業を記載すること。
 3 本表に記載した特定事業所については、当該特定事業所ごとのフロン類算定漏えい量等を、別紙を添付することにより報告すること。

図Ⅲ-3-5 第2表の記入例

① 『特定事業所番号』

特定事業所が11以上ある場合は、欄を追加し11以降の番号を順に記入します。

② 『特定事業所の名称』

当該特定事業所の名称を記入します。なお、事業所名に事業者名が含まれる場合は、事業者名を省略して記入します(例: 本社、霞ヶ関第一工場、丸の内店、日比谷営業所など)。

③ 『特定事業所の所在地』

当該特定事業所の所在地の郵便番号及び住所(都道府県名から番地まで)を記入します。

④ 『特定事業所において行われる事業』

当該特定事業所において行われる事業について、日本標準産業分類の細分類に従って事業コード（数字4桁）及び事業の名称を記入します。なお、2以上の業種に属する事業を行う事業所の場合は、そのうちの主たる事業について記入します。

日本標準産業分類の細分類の番号及び名称は、本マニュアルのIV-48～88 ページに示しています。

なお、日本標準産業分類は、2024年4月より改定されています。一部の事業については、2023年度までと分類名や事業コードが異なっていますので、最新の日本標準産業分類をご確認ください。

第2表に記入した特定事業所については、当該特定事業所ごとのフロン類算定漏えい量等も、(別紙)【特定事業所単位の報告】に記入して報告します。

第IV編 付 録

(別紙) 【特定事業所単位の報告】

										特定事業所番号					
特定事業所の名称 (ふりがな) (前回の報告における名称)															
所在地 (ふりがな)										都道府県		市区町村			
特定事業所において行われる事業															
特定漏えい者コード												※			
都道府県コード										事業コード					
フロン類算定漏えい量										別紙第1表のとおり					
その他の関連情報の提供の有無 (該当するものに○をすること)										1. 有 2. 無					
担当者 (問い合わせ先)		部署													
		(ふりがな) 氏名													
		電話番号													
		メールアドレス													

- 備考
- 1 本別紙は、第2表に記載する特定事業所ごとに作成すること。
 - 2 特定事業所番号の欄には、第2表の特定事業所番号を本別紙の各ページに記載すること。
 - 3 前回の報告における名称の欄は、変更された場合のみ記載すること。
 - 4 特定事業所において行われる事業の欄には、日本標準産業分類の細分類に従って事業コード及び事業の名称を記載し、二以上の業種に属する事業を行う特定事業所にあつては、そのうちの主たる事業を記載すること。
 - 5 特定漏えい者コード、都道府県コード及び事業コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、それぞれ特定漏えい者、都道府県及び事業ごとに付された番号を記載すること。
 - 6 その他の関連情報の提供の有無の欄は、法第23条第1項の規定による情報の提供がある場合は右欄「1. 有」に○をすること。
 - 7 ※の欄には、記載しないこと。

第IV編 付 録

別紙第1表 特定事業所に係るフロン類算定漏えい量

フロン類 の種類	①	②	③	④	⑤	合計
算定漏えい量 (t・CO ₂)						
実漏えい量 (k g)						

備考 ①～⑤の欄には、フロン類算定漏えい量等の内訳となるフロン類の種類を記載すること。⑤の欄までで記載できない場合は、欄の追加を行うこと。

第Ⅳ編 付 録

- めるところにより、それぞれ特定漏えい者、都道府県及び事業ごとに付された番号を記載すること。
- 6 フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報の欄には、フロン類算定漏えい量の増減の状況のほか、増減の理由その他の増減の状況に関する評価について記載することができる。
 - 7 フロン類算定漏えい量の管理第一種特定製品の種類ごとの内訳等に関する情報の欄には、フロン類算定漏えい量について、管理第一種特定製品の種類ごとの内訳及び製品の台数並びに年間漏えい率及びその算定方法等を記載することができる。
 - 8 フロン類算定漏えい量の削減に関し実施した措置に関する情報の欄には、特定漏えい者又は特定事業所における管理第一種特定製品の管理の適正化に係る取組、フロン類代替物質を使用した製品又は使用フロン類の環境影響度が低い製品の導入の状況等について記載することができる。その際、フロン類算定漏えい量の削減効果と併せて記載することができる。
 - 9 フロン類算定漏えい量の削減に関し実施を予定している措置に関する情報の欄には、特定漏えい者又は特定事業所における管理第一種特定製品の管理の適正化に係る計画、フロン類代替物質を使用した製品又は使用フロン類の環境影響度が低い製品の導入に関する計画等について記載することができる。その際、フロン類算定漏えい量の削減効果の見込みと併せて記載することができる。
 - 10 担当者の欄は、フロン類算定漏えい量を報告した書類において記載した担当者と同一である場合には、記載する必要はないこと。
 - 11 ※の欄には、記載しないこと。
 - 12 本様式用の紙の大きさは、日本産業規格A 4とすること。

第Ⅲ編 フロン類算定漏えい量の報告方法

(4) (別紙)【特定事業所単位の報告】

第2表に記入した特定事業所ごとに当該事業所の算定漏えい量等を記入します。
様式第1別紙(表紙)の記入例を図Ⅲ-3-6に示します。

(ア) 別紙(表紙)

(別紙)【特定事業所単位の報告】											
								特定事業所番号		1 ①	
特定事業所の名称 (ふりがな) (前回の報告における名称)		東京店 ②									
所在地 (ふりがな)		〒100-0000 ③ 東京 都道府県 千代田 市区町村 大手町〇-〇-〇									
特定事業所において行われる事業		石油化学系基礎製品製造業(一貫して生産される誘導品を含む) ④									
特定漏えい者コード ⑤		X	X	X	X	X	X	X	※		
都道府県コード ⑥		1	3	事業コード ⑦				1	6	3	1
フロン類算定漏えい量		別紙第1表のとおり									
その他の関連情報の提供の有無(該当するものに○をすること)								1. 有		2. 無 ⑧	
担当者 (問い合わせ先)	部署	総務課									
	氏名 (ふりがな)	環境 二郎 ⑨									
	電話番号	03-XXXX-XXXX									
	メールアドレス	bb@cc.dd.ee									
備考											
1 本別紙は、第2表に記載する特定事業所ごとに作成すること。											
2 特定事業所番号の欄には、第2表の特定事業所番号を本別紙の各ページに記載すること。											
3 前回の報告における名称の欄は、変更された場合のみ記載すること。											
4 特定事業所において行われる事業の欄には、日本標準産業分類の細分類に従って事業コード及び事業の名称を記載し、二以上の業種に属する事業を行う特定事業所にあつては、そのうちの主たる事業を記載すること。											
5 特定漏えい者コード、都道府県コード及び事業コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、それぞれ特定漏えい者、都道府県及び事業ごとに付された番号を記載すること。											
6 その他の関連情報の提供の有無の欄は、法第23条第1項の規定による情報の提供がある場合は右欄「1. 有」に○をすること。											
7 ※の欄には、記載しないこと。											

図Ⅲ-3-6 別紙(表紙)の記入例

① 『特定事業所番号』

第2表の事業所番号を記入します。

② 『特定事業所の名称』

報告の対象となる特定事業所名を記入します。様式第1の第2表に記載の名称と同一の名称を記入します。事業所名に含まれる事業者名は省略して記入します（例：本社、霞ヶ関第一工場、丸の内店、日比谷営業所など）。

なお、事業所名の変更などで前回に報告した名称と異なっている場合にのみ、下段の「前回の報告における名称」に前回報告した際の事業所の名称も記入します。

③ 『所在地』

報告の対象となる特定事業所の所在地の郵便番号及び住所（都道府県名から番地まで）を記入します。

④ 『特定事業所において行われる事業』

報告の対象となる特定事業所で行われている事業について、日本標準産業分類の細分類に従って事業名を記入します。なお、2つ以上の業種に属する事業を行っている事業所では、そのうちの主たる事業を1つのみ記入します。

なお、日本標準産業分類の細分類は、本マニュアルのIV-48～88ページに示しています。

ここでは、算定漏えい量の報告を行う前年の4月1日（年度途中で事業を開始した場合は事業を開始した日）時点の情報を記入します。

ちなみに、日本標準産業分類は、2024年4月より改定されています。一部の事業については、2023年度までと分類名や事業コードが異なっていますので、最新の日本標準産業分類をご確認ください。

⑤ 『特定漏えい者コード』

事業者ごとの番号で、原則として温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度で用いる特定排出者コードと同じです。同制度のホームページ¹⁴でコードを確認ください。

なお、コード番号を確認することができない場合には、問合せ窓口（IV-108ページ参照）までお問合せください。

地方公共団体とは別事業者として報告を行う地方公営企業や教育委員会等の組織については、地方公共団体とは別の特定漏えい者コードとなります。

⑥ 『都道府県コード』

報告の対象となる特定事業所が所在する都道府県のコード番号を数字2桁で記入します。

なお、都道府県ごとのコード番号は表Ⅲ-3-1のとおりです。

¹⁴ 特定排出者コード検索（温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度）
<https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/search.html>

表Ⅲ-3-1 都道府県コード

コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名
01	北海道	13	東京都	25	滋賀県	37	香川県
02	青森県	14	神奈川県	26	京都府	38	愛媛県
03	岩手県	15	新潟県	27	大阪府	39	高知県
04	宮城県	16	富山県	28	兵庫県	40	福岡県
05	秋田県	17	石川県	29	奈良県	41	佐賀県
06	山形県	18	福井県	30	和歌山県	42	長崎県
07	福島県	19	山梨県	31	鳥取県	43	熊本県
08	茨城県	20	長野県	32	島根県	44	大分県
09	栃木県	21	岐阜県	33	岡山県	45	宮崎県
10	群馬県	22	静岡県	34	広島県	46	鹿児島県
11	埼玉県	23	愛知県	35	山口県	47	沖縄県
12	千葉県	24	三重県	36	徳島県		

⑦ 『事業コード』

報告の対象となる特定事業所での主たる事業について、該当する日本標準産業分類における細分類の番号を数字4桁で記入します。なお、日本標準産業分類の細分類の番号は、本マニュアルのIV-48～88ページに示しています。

ちなみに、日本標準産業分類は、2024年4月より改定されています。一部の事業については、2023年度までと分類名や事業コードが異なっていますので、最新の日本標準産業分類をご確認ください。

例：算定の対象となる特定事業所の主たる事業が「石油化学系基礎製品製造業（一貫して生産される誘導品を含む）」の場合

事業コード：1631

⑧ 『その他の関連情報の提供の有無』

当該特定事業所の算定漏えい量に関して、法第23条第1項に基づき、フロン類算定漏えい量の増減の状況（増減の理由、増減の状況の評価等）など報告された情報が開示された際の理解に資する情報を提供する場合は、「1.有」に○印を付けます。なお、「1.有」に○印を付けた場合は、様式第2にも記入し、様式第1と併せて事業所管大臣宛（提出先は事業者の事業を所管する省庁の窓口（Ⅲ-43ページ参照））に提出します。

⑨ 『担当者（問い合わせ先）』

報告後、行政側から報告内容（記入ミスや算定方法の確認等）について問合せをすることがありますので、対応可能な担当者の所属する部署、氏名（ふりがな）、電話番号を記入します。

第Ⅲ編 フロン類算定漏えい量の報告方法

(イ) 別紙第1表 特定事業所に係るフロン類算定漏えい量

特定事業所ごとのフロン類の種類ごとに、算定漏えい量をトン(t-CO₂)の単位で記入します。また、実漏えい量をキログラム(kg)の単位で記入します。なお、トン単位、キログラム単位での報告値の考え方についてはⅢ-20ページを参照ください。

様式第1別紙第1表の記入例を図Ⅲ-3-7に示します。

フロン類の種類	① R-404A	② R-410A	③	④	⑤	合計
算定漏えい量 (t-CO ₂)	630	384				1,014
実漏えい量 (kg)	160	200				

備考 ①～⑤の欄には、フロン類算定漏えい量等の内訳となるフロン類の種類を記載すること。⑤の欄までで記載できない場合は、欄の追加を行うこと。

図Ⅲ-3-7 別紙第1表の記入例

① 『フロン類の種類』

当該特定事業所におけるフロン類の種類として、冷媒番号(R-22、R-410A等)を記入します。なお、報告するフロン類が6種類以上ある場合は、表を追加して記入します。

報告するフロン類の種類として記入する冷媒番号は、表Ⅱ-3-1(Ⅱ-25～28ページ)の別表第1又は別表第2に記載されている冷媒番号を記載します。

報告するフロン類のうち表Ⅱ-3-1の別表第1に記載がない単一冷媒については、冷媒番号に代わり「その他フロン類」と、報告するフロン類のうち表Ⅱ-3-2の別表第2に記載がない混合冷媒については「その他混合冷媒」とそれぞれ記入します。

なお、表Ⅱ-3-1のフロン類の種類及び地球温暖化係数(GWP)は、2023年度実績以降の算定に適用するものです。2022年度実績までの算定に適用されたフロン類より、混合冷媒の種類が増えています。また、各フロン類の種類ともGWPの値が変更されていますのでご注意ください。

② 『算定漏えい量(t-CO₂)』

フロン類の種類ごとに、実漏えい量(kg)に地球温暖化係数(GWP)を乗じて算定した算定漏えい量をトン(t-CO₂)単位の量で記入します。

各フロン類の種類ともGWPの値が2022年度実績までの算定に適用された値から変更されていますのでご注意ください。

③ 『実漏えい量(kg)』

フロン類の種類ごとに、当該特定事業所において充填した量から回収した量を控除した量をキログラム(kg)単位の量で記入します。

④ 『合計』

当該特定事業所における算定漏えい量の合計量をトン (t-CO₂) 単位の量で記入します。

3.2.2 様式第2（フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報その他の情報）

様式第2の提出は事業者の任意です。事業者は必要に応じ、事業者（企業、団体）ごと又は特定事業所ごとに1枚作成し、様式第1（フロン類算定漏えい量等の報告書）に添えて提出します（文字数は改行を含めて各欄800字以内としてください）。

なお、この様式第2により事業所管大臣へ提供される情報に関しても、環境大臣及び経済産業大臣による公表の対象となります。

情報の提供により、自社の規模等の漏えいに関する背景情報や漏えい原因の説明、漏えい量削減のための自社の取組の紹介等が可能です。様式第2の記入例を図Ⅲ-3-8に示します。

第Ⅲ編 フロン類算定漏えい量の報告方法

様式第2 (第6条関係)

フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報その他の情報

① 提供年度: **XXXX**年度

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第23条第1項の規定により、フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報その他の情報について、次のとおり提供します。

1. この情報は、特定漏えい者全体に係るものであり、環境大臣及び経済産業大臣により公にされることに同意の上提供するものです。(特定漏えい者として1枚のみ提出可)

2. この情報は、当特定事業所のみに係るものであり、環境大臣及び経済産業大臣により公にされることに同意の上提供するものです。(特定事業所として1枚のみ提出可)

(該当するいずれかの番号を記載すること) → 2 ②

特定漏えい者コード ③	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	※
都道府県コード ④	1	3	事業コード ⑤				5	6	1	1	
事業所番号 ⑥	0	1	※								

1. フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報

⑦ **XXXX年度において売場面積を拡大し、冷蔵ショーケース及び空調機器が増加したため、算定漏えい量が増加した。**

2. フロン類算定漏えい量の管理第一種特定製品の種類ごとの内訳等に関する情報

⑧ **15%が空調機器から、85%が冷蔵ショーケースからの漏えいであった。**

3. フロン類算定漏えい量の削減に関し実施した措置に関する情報

⑨ **f. 機器の施工に関する取組、h. 日常点検(簡易点検)における取組**
使用年数が長く老朽化した配管の更新を実施。また、毎日機器の点検を実施し、機器の状態を管理。

4. フロン類算定漏えい量の削減に関し実施を予定している措置に関する情報

⑩ **a. 老朽化機器・漏えい量が多い機器の更新、**
c. ノンフロン機器の導入
老朽化した機器について、ノンフロン機器への計画的な更新を予定。

5. その他の情報

⑪ **事業所数: 60 事業所(うち、総合スーパーマーケット57、物流センター2、本社施設1)を保有。**
漏えい原因: (イ)施工時の要因、(オ)明確な要因が特定できないスローリークが該当。

担当者 (問い合わせ先) ⑫	部 (ふりがな) 氏名	広報課 かんきょう さぶろう 環境 三郎
電話番号	03-XXXX-XXXX	
※受理年月日 ⑬ 年 月 日	※処理年月日 ⑬ 年 月 日	

図Ⅲ-3-8 様式第2の記入例

① 『提供年度』

情報の提供を行う年度（××××年度）を記入します。

例：2025年7月に2024年度分の漏えい量に関する情報の提供を行う場合

提供年度：2024年度（2024年度の漏えい量に関する情報を報告）

② 『提供情報の範囲』

様式第2に記入される情報が、(1)事業者（企業、団体）全体に関するもの場合は「1」を、(2)特定事業所のみに関するもの場合は「2」を、それぞれ右端の□内に記入します。

③ 『特定漏えい者コード』

様式第1（Ⅲ-14 ページ④-1）と同様に、特定漏えい者ごとの番号（数字9桁）を記入します。原則として温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度で用いる特定排出者コードと同じです。同制度のホームページ¹⁵でコードを確認ください。なお、コード番号を確認することができない場合は、問合せ窓口（Ⅳ-108 ページ）にお問合せください。

④ 『都道府県コード』

②『提供情報の範囲』で「1」を記入した場合は、事業者の主たる事務所（本社等）の所在する都道府県のコード番号を数字2桁で記入します。

②『提供情報の範囲』で「2」を記入した場合は、様式第1（別紙）（Ⅲ-24 ページ⑥）と同様に、算定の対象となる特定事業所が所在する都道府県のコード番号を数字2桁で記入します。なお、都道府県ごとのコード番号は表Ⅲ- 3-1（Ⅲ-25 ページ）のとおりです。

⑤ 『事業コード』

②『提供情報の範囲』で「1」を記入した場合は、事業者の主たる事業のコード番号を数字4桁で記入します。

②『提供情報の範囲』で「2」を記入した場合は、様式第1（別紙）（Ⅲ-25 ページ⑦）と同様に、算定の対象となる特定事業所の主たる事業の事業コードを数字4桁で記入します。

なお、事業コードは日本標準産業分類の細分類の番号です。日本標準産業分類の細分類の番号は、本マニュアルのⅣ-48～88 ページに示しています。

ちなみに、日本標準産業分類は、2024年4月より改定されています。一部の事業については、2023年度までと分類名や事業コードが異なっていますので、最新の日本標準産業分類をご確認ください。

⑥ 『事業所番号』

②『提供情報の範囲』で「2」を記入した場合は、様式第1（別紙）（Ⅲ-24 ページ①）と同様に、算定の対象となる特定事業所について様式第1の第2表に記入した事業所番号を数字で

¹⁵ 特定排出者コード検索（温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度）
<https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/search.html>

記入します。

⑦～⑪の欄に関する共通事項

これらの欄については、以下の⑦～⑪に示す情報を各欄 800 字以内（改行含む）で記入することができます。ただし、製品の販売のための広告、報告者以外の特定の事業者（整備者等）の名称等、法の規定の趣旨に反する、報告に無関係の情報を記入することはできません。

また、⑦～⑪のすべての欄に記入する必要はありません。

さらに、各欄とも記入した情報の詳細について環境報告書、ホームページ等を通じて参照できる場合には、その参照先を記入することなどにより、各欄への記入は簡潔にまとめて行うよう努めてください。

⑦～⑪に記載いただいた内容は全て公表されますが、特に⑨～⑪に記載いただいた内容については、集計した結果も公表しています（I-6 ページ参照）。可能な限り下記に示す方法での報告をお願いします。

⑦ 『1. フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報』

この欄には、フロン類算定漏えい量の増減の状況のほか、増減の理由その他の増減の状況に関する評価について記入することができます。

<記載例>

- 店舗数、売場面積の拡大に伴い、機器が増加したため。
- 昨年度老朽化した機器を更新したことから、漏えい量が大幅に減少した。
- 冷媒の変更（R-22 から R-404A への変更）を伴う機器の入替えにより GWP が増加したため、実漏えい量は同程度だが算定漏えい量が増加した。
- ○○工場で、ターボ冷凍機の冷媒配管の接続部が緩み、大量漏えいが発生したため。

⑧ 『2. フロン類算定漏えい量の管理第一種特定製品の種類ごとの内訳等に関する情報』

この欄には、自らが管理する第一種特定製品の種類ごとの内訳及び製品の台数並びに年間漏えい率及びその算定方法等を記入することができます。

<記載例>

- 空調機器：保有台数○台、合計初期充填量○kg（全て R-410A）、算定漏えい量○t-CO₂（漏えい率○%）
冷凍冷蔵機器：保有台数○台、合計初期充填量○kg（全て R-404A）、算定漏えい量○t-CO₂（漏えい率○%）
- 全量がブラインチラーからの漏えい

⑨ 『3. フロン類算定漏えい量の削減に関し実施した措置に関する情報』

この欄には、特定漏えい者又は特定事業所における第一種特定製品の管理の適正化に係る取組、フロン類代替物質を使用した製品又は使用フロン類の環境影響度が低い製品の導入の状況

等について記入することができます。

平成 28 年度算定漏えい量集計結果より、本項の報告内容を集計・公表しています。これにより、漏えい量削減のために他の事業者の取組を参考にすることが可能になります。本項を報告する場合、適切に分類するため、実施内容のうち該当する分類を表Ⅲ-3-2の「措置の分類」から選択（複数選択可）して記載するようお願いいたします。また、分類名に加えて、具体的な措置を追記することができます。

表Ⅲ-3-2 関連情報のうちフロン類算定漏えい量の削減に関する措置の分類

大分類	小分類	
機器の導入・更新に関する取組	a	老朽化機器・漏えい量が多い機器の更新
	b	CFC、HCFC（R-22 など）から機器の更新
	c	ノンフロン機器の導入
	d	低 GWP 機器の導入
	e	その他の機器導入・更新
機器の施工に関する取組	f	機器の施工に関する取組
機器の使用時における取組	g	機器の使用時における取組
機器の整備に関する取組	h	日常点検（簡易点検）における取組
	i	定期点検における取組
	j	その他の点検・整備に関する取組
会社全体としての取組	k	会社方針等の策定
	l	従業員教育に関する取組
その他	m	その他の取組

<記載例>

- f.機器の施工に関する取組、h.日常点検（簡易点検）における取組
使用年数が長く老朽化した配管の更新を実施。また、毎日機器の点検を実施し、機器の状態を管理。

⑩ 『4. フロン類算定漏えい量の削減に関し実施を予定している措置に関する情報』

この欄には、特定漏えい者又は特定事業所における第一種特定製品の管理の適正化に係る計画、フロン類代替物質を使用した製品又は使用フロン類の環境影響度が低い製品の導入に関する計画等について記入することができます。

⑨と同様、平成 28 年度算定漏えい量集計結果より、本項の報告内容も集計・公表しています。これにより、漏えい量削減のために他の事業者の取組を参考にすることが可能になります。本項を報告する場合、適切に分類するため、実施内容のうち該当する分類を表Ⅲ-3-2の「措置の分類」から選択（複数選択可）して記載するようお願いいたします。また、分類名に加えて、具体

的な措置を追記することができます。

<記載例>

- a.老朽化機器・漏えい量が多い機器の更新、c.ノンフロン機器の導入
老朽化した機器について、ノンフロン機器への計画的な更新を予定。

⑪ 『5. その他の情報』

この欄には、⑦～⑩の欄に記入していないフロン類の漏えい量の抑制等に関する情報を記入することができます。

平成29年度算定漏えい量集計結果から、本項に事業所数・漏えい原因を記載した場合、集計した結果も公表しています。適切に集計するため、可能な限り下記の方法に従って報告いただくようお願いします。事業所数、漏えい原因以外の内容を記載することもできます。

【事業所数】

各事業者の事業規模の目安として、算定漏えい量と併せて事業所数を公表しています。算定対象年度（提出年度の前年度）の事業年度末の全事業所数を記載してください。続けて事業所種類別の数を記載することもできます。なお、事業所の定義は漏えい量算定時の考え方と同様としてください。

【漏えい原因】

各事業者の漏えい原因を整理するため、漏えい原因の分類別に公表しています。主要な漏えい原因を表Ⅲ-3-3に示す項目から選択し、記載してください。続けて、その原因による漏えい量や具体的な状況等を記載することもできます。

表Ⅲ-3-3 漏えい原因の分類

漏えい原因（選択項目）	備 考	考えられる例
(ア) 製造時の要因	機器の製作不良や設計不良等により漏えいした場合に選択	シールゴム部品の不適合
(イ) 施工時の要因	施工不良等により漏えいした場合に選択	施工時のろう付け不足
(ウ) 使用時の要因	使用者の誤操作や誤判断等により漏えいした場合に選択	使用中の機器の破損
(エ) 整備時の要因	4. 腐食管理不良や検査管理不良等、整備不足により漏えいした場合に選択	整備後のナット締め不足、明らかな腐食・亀裂箇所の整備不足
(オ) 明確な要因が特定できないスローリーク	明確な要因が特定できない場合に選択	経年劣化により発生したピンホール、振動によるバルブの緩み
(カ) その他・不明	(ア)～(オ)のいずれにもあてはまらない場合に選択	—

<記載例>

- (事業所数) 60 事業所 (うち、総合スーパーマーケット 57、物流センター2、本社施設 1) を保有。
- (漏えい原因) 全算定漏えい量 5,620t-CO₂のうち、(エ)整備時の要因 (定期点検の際に整備業者が誤って弁操作を行った) で 1,702t-CO₂が漏えい。残り 3,918t-CO₂は(オ)明確な要因が特定できないスロリークによる漏えいであった。
- (漏えい原因) (イ)施工時の要因、(オ) 明確な要因が特定できないスロリークが該当。

⑫ 『担当者 (問い合わせ先)』

提供後、行政側から報告内容 (記入ミスの確認等) について問合せをすることがありますので、対応可能な担当者の所属する部署、氏名 (ふりがな)、電話番号を記入します。なお、様式第 1 に記入した担当者(Ⅲ-16 ページ ⑨参照) と同一である場合は記入する必要はありません。

⑬ 『※受理年月日』 及び 『※処理年月日』

この欄には記入しないでください。

第Ⅲ編 フロン類算定漏えい量の報告方法

表Ⅲ-5-2 フロン類算定漏えい量報告・公表制度に基づく報告書の提出窓口一覧

省庁名	担当局部課	所在地	連絡先	
内閣官房	内閣総務官室	〒100-8968 千代田区永田町 1-6-1	TEL : 03-5253-2111 (内線 85192)	
内閣府	大臣官房 企画調整課	〒100-8914 千代田区永田町 1-6-1	TEL : 03-5253-2111 (内線 38108)	
宮内庁	管理部 管理課	〒100-8111 千代田区千代田 1-1	TEL : 03-3213-1111 (内線 3495)	
警察庁	長官官房 企画課	〒100-8974 千代田区霞が関 2-1-2	TEL : 03-3581-0141 (内線 2137)	
金融庁	総合政策局 総務課 (照会先) ※提出先は各監督担当課まで	〒100-8967 千代田区霞が関 3-2-1	TEL : 03-3506-6000 (内線 2739)	
こども家庭庁	成育局 総務課 (照会先) ※提出先は各監督担当課まで	〒100-8914 千代田区霞が関 3-2-5 霞ヶ関ビルディング 21 階	TEL : 03-6771-8030	
総務省	大臣官房 企画課	〒100-8926 千代田区霞が関 2-1-2	TEL : 03-5253-5111 (内線 21095)	
法務省	大臣官房 秘書課	〒100-8977 千代田区霞が関 1-1-1	TEL : 03-3580-4111 (内線 2888)	
外務省	大臣官房 会計課	〒100-8919 千代田区霞が関 2-2-1	TEL : 03-5501-8000 (内線 2800)	
財務省	理財局 総務課 たばこ塩事業室	〒100-8940 千代田区霞が関 3-1-1	たばこ事業、 塩事業、通関業等	TEL : 03-3581-4111 (内線 2259)
国税庁	課税部 酒税課	〒100-8978 千代田区霞が関 3-1-1	酒類業	TEL : 03-3581-4161 (内線 3394)
文部科学省	大臣官房 文教施設企画・防災部 施設企画課	〒100-8959 千代田区霞が関 3-2-2	TEL : 03-5253-4111 (内線 3696)	
厚生労働省	政策統括官 政策統括室	〒100-8916 千代田区霞が関 1-2-2	TEL : 03-5253-1111 (内線 7723)	
農林水産省	大臣官房 環境バイオマス政策課	〒100-8950 千代田区霞が関 1-2-1	TEL : 03-3502-8111 (内線 4315)	
経済産業省	産業保安・安全グループ 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室	〒100-8901 千代田区霞が関 1-3-1	TEL : 03-3501-1511 (内線 3711)	
国土交通省	不動産・建設経済局 不動産業課	〒100-8918 千代田区霞が関 2-1-3	不動産業 (貸事務所業、不動産管理業)	TEL : 03-5253-8111 (内線 25129)
国土交通省	不動産・建設経済局 建設業課	〒100-8918 千代田区霞が関 2-1-3	建設業	TEL : 03-5253-8111 (内線 24755)
国土交通省	自動車局 貨物課	〒100-8918 千代田区霞が関 2-1-3	貨物自動車運送事業	TEL : 03-5253-8111 (内線 41322)

第Ⅲ編 フロン類算定漏えい量の報告方法

省庁名	担当局部課	所在地	連絡先	
国土交通省	総合政策局 物流政策課	〒100-8918 千代田区霞が関 2-1-3	倉庫業、冷蔵 倉庫業	TEL：03-5253-8111 (内線 25323)
国土交通省	港湾局 港湾経済課	〒100-8918 千代田区霞が関 2-1-3	港湾運送業	TEL：03-5253-8111 (内線 46834)
国土交通省	鉄道局 施設課 環境対策室	〒100-8918 千代田区霞が関 2-1-3	鉄道業	TEL：03-5253-8111 (内線 40834)
国土交通省	鉄道局 技術企画課 車両工業企画室	〒100-8918 千代田区霞が関 2-1-3	鉄道車両工業	TEL：03-5253-8111 (内線 57864)
国土交通省	航空局 航空戦略室	〒100-8918 千代田区霞が関 2-1-3	航空運送業、 航空機整備 業、飛行場業	TEL：03-5253-8111 (内線 49258)
国土交通省	水管理・国土保全局 上下水道審議官グループ 上下水道企画課	〒100-8918 千代田区霞が関 2-1-3	水道業、 下水道業、 下水道管理者 (地方公営企 業に限る。)	TEL：03-5253-8111 (内線 34113)
国土交通省	観光庁 観光産業課	〒100-8918 千代田区霞が関 2-1-3	宿泊業	TEL：03-5253-8111 (内線 27314)
国土交通省	事業を所管する課	〒100-8918 千代田区霞が関 2-1-3	上記以外の業 種	TEL：03-5253-8111 (代表)
国土交通省	総合政策局 環境政策課	〒100-8918 千代田区霞が関 2-1-3	(提出先が不 明の場合)	TEL：03-5253-8111 (内線 24411)
環 境 省	地球環境局 地球温暖 化対策課 フロン対策 室	〒100-8975 千代田区霞が関 1-2-2	TEL：0570-055-520	
防 衛 省	地方協力局 環境政策 課	〒162-8801 新宿区市谷本村町 5-1	TEL：03-3268-3111 (内線 36365)	

※2025年7月現在

第IV編 付 録

附 則 抄

- 1 法第19条第1項、第60条第3項及び第71条第3項に基づく報告並びに法第20条第3項に基づく集計に係るこの告示の規定は、令和6年度以降に行う当該各項に規定する報告及び集計について適用し、令和5年度に行う報告及び集計については、なお従前の例による。

別表第一（第1条関係）

（※第二欄は省略）

	第一欄	第三欄
1	R-11（トリクロロフルオロメタン）	4,660
2	R-12（ジクロロジフルオロメタン）	10,200
3	R-13（クロロトリフルオロメタン）	13,900
4	R-22（クロロジフルオロメタン）	1,760
5	R-23（トリフルオロメタン）	12,400
6	R-32（ジフルオロメタン）	677
7	R-113（トリクロロトリフルオロエタン）	5,820
8	R-114（ジクロロテトラフルオロエタン）	8,590
9	R-115（クロロペンタフルオロエタン）	7,670
10	R-123（ジクロロトリフルオロエタン）	79
11	R-124（クロロテトラフルオロエタン）	527
12	R-125（1・1・1・2・2-ペンタフルオロエタン）	3,170
13	R-134a（1・1・1・2-テトラフルオロエタン）	1,300
14	R-141b（1・1・ジクロロ-1-フルオロエタン）	782
15	R-142b（1-クロロ-1・1-ジフルオロエタン）	1,980
16	R-143a（1・1・1-トリフルオロエタン）	4,800
17	R-152a（1・1-ジフルオロエタン）	138
18	R-227ea（1・1・1・2・3・3・3-ヘプタフルオロプロパン）	3,350
19	R-236fa（1・1・1・3・3・3-ヘキサフルオロプロパン）	8,060
20	R-245fa（1・1・1・3・3-ペンタフルオロプロパン）	858

別表第二（第2条関係）

（※第二欄は省略）

	第一欄	第三欄
1	R-401A	1,130
2	R-401B	1,240
3	R-401C	876
4	R-402A	2,570
5	R-402B	2,260
6	R-403A	1,320
7	R-403B	986
8	R-404A	3,940

第IV編 付 録

9	R-406A	1,780
10	R-407A	1,920
11	R-407B	2,550
12	R-407C	1,620
13	R-407D	1,490
14	R-407E	1,420
15	R-407F	1,670
16	R-407G	1,330
17	R-407H	1,380
18	R-407I	1,340
19	R-408A	3,260
20	R-409A	1,480
21	R-409B	1,470
22	R-410A	1,920
23	R-410B	2,050
24	R-411A	1,560
25	R-411B	1,660
26	R-412A	1,730
27	R-413A	1,140
28	R-414A	1,370
29	R-414B	1,270
30	R-415A	1,470
31	R-415B	544
32	R-416A	975
33	R-417A	2,130
34	R-417B	2,740
35	R-417C	1,640
36	R-418A	1,690
37	R-419A	2,690
38	R-419B	2,160
39	R-420A	1,380
40	R-421A	2,380
41	R-421B	2,850
42	R-422A	2,850
43	R-422B	2,290
44	R-422C	2,790
45	R-422D	2,470

第IV編 付 録

46	R-422E	2,350
47	R-423A	2,270
48	R-424A	2,210
49	R-425A	1,370
50	R-426A	1,430
51	R-427A	2,020
52	R-427B	2,320
53	R-427C	1,960
54	R-428A	3,420
55	R-429A	14
56	R-430A	105
57	R-431A	40
57	R-434A	3,080
59	R-435A	28
60	R-437A	1,640
61	R-438A	2,060
62	R-439A	1,830
63	R-440A	156
64	R-442A	1,750
65	R-444A	88
66	R-444B	295
67	R-445A	117
68	R-446A	460
69	R-447A	571
70	R-447B	714
71	R-448A	1,270
72	R-449A	1,280
73	R-449B	1,300
74	R-449C	1,150
75	R-450A	546
76	R-451A	133
77	R-451B	146
78	R-452A	1,940
79	R-452B	676
80	R-452C	2,020
81	R-453A	1,640
82	R-454A	237

第IV編 付 録

83	R-454B	467
84	R-454C	146
85	R-455A	146
86	R-456A	626
87	R-457A	138
88	R-458A	1,560
89	R-459A	460
90	R-459B	142
91	R-460A	1,910
92	R-460B	1,240
93	R-460C	694
94	R-461A	2,570
95	R-462A	2,060
96	R-463A	1,380
97	R-464A	1,240
98	R-465A	142
99	R-466A	696
100	R-468A	146
101	R-500	7,560
102	R-501	3,870
103	R-502	4,790
104	R-507A	3,990
105	R-508A	4,840
106	R-508B	5,700
107	R-509A	774
108	R-512A	196
109	R-513A	572
110	R-513B	540
111	R-515A	402
112	R-515B	298
113	R-516A	130
114	その他混合冷媒	混合冷媒中の別表第一の第一欄に掲げる物質ごとに、国際標準化機構の規格5149/1に定めのある混合冷媒については、同規格に基づく当該混合冷媒中の物質の混和の質量の割合に、それ以外の混合冷媒については、当該混合冷媒中の物質の混和の質量の割合に、当該物質に係る基づく当該物質の混和の割合に係る別表第一の第三欄に掲げる係数を乗じて得られる値を算定し、当該物質ごとに算定した値を合計して得た値（1未満の端数があるときは、その端数を四捨五入して得た値）

日本標準産業分類（令和5年6月改定）			
大	中	小	細分類
A	農業、林業		
	01	農業	
	010	管理、補助的経済活動を行う事業所（01農業）	
		0100	主として管理事務を行う本社等
		0109	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
	011	耕種農業	
		0111	米作農業
		0112	米作以外の穀作農業
		0113	野菜作農業（きのこ類の栽培を含む）
		0114	果樹作農業
		0115	花き作農業
		0116	工芸農作物農業
		0117	ばれいしょ・かんしょ作農業
		0119	その他の耕種農業
	012	畜産農業	
		0121	酪農業
		0122	肉用牛生産業
		0123	養豚業
		0124	養鶏業
		0125	畜産類似業
		0126	養蚕農業
		0129	その他の畜産農業
	013	農業サービス業（園芸サービス業を除く）	
		0131	穀作サービス業
		0132	野菜作・果樹作サービス業
		0133	穀作、野菜作・果樹作以外の耕種サービス業
		0134	畜産サービス業（獣医業を除く）
	014	園芸サービス業	
		0141	園芸サービス業
	02	林業	
	020	管理、補助的経済活動を行う事業所（02林業）	
		0200	主として管理事務を行う本社等
		0209	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
	021	育林業	
		0211	育林業
	022	素材生産業	
		0221	素材生産業
	023	特用林産物生産業（きのこ類の栽培を除く）	
		0231	製薪炭業
		0239	その他の特用林産物生産業（きのこ類の栽培を除く）
	024	林業サービス業	
		0241	育林サービス業
		0242	素材生産サービス業
		0243	山林種苗生産サービス業
		0249	その他の林業サービス業
	029	その他の林業	
		0299	その他の林業
B	漁業		
	03	漁業（水産養殖業を除く）	
	030	管理、補助的経済活動を行う事業所（03漁業）	
		0300	主として管理事務を行う本社等
		0309	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
	031	海面漁業	
		0311	底びき網漁業
		0312	まき網漁業

日本標準産業分類（令和5年6月改定）			
大	中	小	細分類
B	漁業	[つづき]	
	03	漁業（水産養殖業を除く）	[つづき]
		031	海面漁業 [つづき]
			0313 刺網漁業
			0314 釣・はえ縄漁業
			0315 定置網漁業
			0316 地びき網・船びき網漁業
			0317 採貝・採藻業
			0318 捕鯨業
			0319 その他の海面漁業
		032	内水面漁業
			0321 内水面漁業
		04	水産養殖業
			040 管理、補助的経済活動を行う事業所（04水産養殖業）
			0400 主として管理事務を行う本社等
			0409 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
			041 海面養殖業
			0411 魚類養殖業
			0412 貝類養殖業
			0413 藻類養殖業
			0414 真珠養殖業
			0415 種苗養殖業
			0419 その他の海面養殖業
			042 内水面養殖業
			0421 内水面養殖業
C	鉱業、採石業、砂利採取業		
	05	鉱業、採石業、砂利採取業	
			050 管理、補助的経済活動を行う事業所（05鉱業、採石業、砂利採取業）
			0500 主として管理事務を行う本社等
			0509 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
			051 金属鉱業
			0511 金・銀鉱業
			0512 鉛・亜鉛鉱業
			0513 鉄鉱業
			0519 その他の金属鉱業
			052 石炭・亜炭鉱業
			0521 石炭鉱業（石炭選別業を含む）
			0522 亜炭鉱業
			053 原油・天然ガス鉱業
			0531 原油鉱業
			0532 天然ガス鉱業
			054 採石業、砂・砂利・玉石採取業
			0541 花こう岩・同類似岩石採石業
			0542 石英粗面岩・同類似岩石採石業
			0543 安山岩・同類似岩石採石業
			0544 大理石採石業
			0545 ぎょう灰岩採石業
			0546 砂岩採石業
			0547 粘板岩採石業
			0548 砂・砂利・玉石採取業
			0549 その他の採石業、砂・砂利・玉石採取業
			055 窯業原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る）
			0551 耐火粘土鉱業
			0552 ろう石鉱業
			0553 ドロマイト鉱業

日本標準産業分類（令和5年6月改定）			
大	中	小	細分類
C	鉱業、採石業、砂利採取業	[つづき]	
	05	鉱業、採石業、砂利採取業	[つづき]
		055	窯業原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る） [つづき]
		0554	長石鉱業
		0555	けい石鉱業
		0556	天然けい砂鉱業
		0557	石灰石鉱業
		0559	その他の窯業原料用鉱物鉱業
		059	その他の鉱業
		0591	酸性白土鉱業
		0592	ベントナイト鉱業
		0593	けいそう土鉱業
		0594	滑石鉱業
		0599	他に分類されない鉱業
D	建設業		
	06	総合工事業	
		060	管理、補助的経済活動を行う事業所（06総合工事業）
		0600	主として管理事務を行う本社等
		0609	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
		061	一般土木建築工事業
		0611	一般土木建築工事業
		062	土木工事業（舗装工事業を除く）
		0621	土木工事業（別掲を除く）
		0622	造園工事業
		0623	しゅんせつ工事業
		063	舗装工事業
		0631	舗装工事業
		064	建築工事業（木造建築工事業を除く）
		0641	建築工事業（木造建築工事業を除く）
		065	木造建築工事業
		0651	木造建築工事業
		066	建築リフォーム工事業
		0661	建築リフォーム工事業
	07	職別工事業（設備工事業を除く）	
		070	管理、補助的経済活動を行う事業所（07職別工事業）
		0700	主として管理事務を行う本社等
		0709	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
		071	大工工事業
		0711	大工工事業（型枠大工工事業を除く）
		0712	型枠大工工事業
		072	とび・土工・コンクリート工事業
		0721	とび工事業
		0722	土工・コンクリート工事業
		0723	特殊コンクリート工事業
		073	鉄骨・鉄筋工事業
		0731	鉄骨工事業
		0732	鉄筋工事業
		074	石工・れんが・タイル・ブロック工事業
		0741	石工工事業
		0742	れんが工事業
		0743	タイル工事業
		0744	コンクリートブロック工事業
		075	左官工事業
		0751	左官工事業

日本標準産業分類（令和5年6月改定）			
大	中	小	細分類
D	建設業	[つづき]	
	07	職別工事業（設備工事業を除く）	[つづき]
	076	板金・金物工事業	
	0761	金属製屋根工事業	
	0762	板金工事業	
	0763	建築金物工事業	
	077	塗装工事業	
	0771	塗装工事業（道路標示・区画線工事業を除く）	
	0772	道路標示・区画線工事業	
	078	床・内装工事業	
	0781	床工事業	
	0782	内装工事業	
	079	その他の職別工事業	
	0791	ガラス工事業	
	0792	金属製建具工事業	
	0793	木製建具工事業	
	0794	屋根工事業（金属製屋根工事業を除く）	
	0795	防水工事業	
	0796	解体・はつり工事業	
	0799	他に分類されない職別工事業	
	08	設備工事業	
	080	管理、補助的経済活動を行う事業所（08設備工事業）	
	0800	主として管理事務を行う本社等	
	0809	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	081	電気工事業	
	0811	一般電気工事業	
	0812	電気配線工事業	
	082	電気通信・信号装置工事業	
	0821	電気通信工事業（有線テレビジョン放送設備設置工事業を除く）	
	0822	有線テレビジョン放送設備設置工事業	
	0823	信号装置工事業	
	083	管工事業（さく井工事業を除く）	
	0831	一般管工事業	
	0832	冷暖房設備工事業	
	0833	給排水・衛生設備工事業	
	0839	その他の管工事業	
	084	機械器具設置工事業	
	0841	機械器具設置工事業（昇降設備工事業を除く）	
	0842	昇降設備工事業	
	089	その他の設備工事業	
	0891	築炉工事業	
	0892	熱絶縁工事業	
	0893	道路標識設置工事業	
	0894	さく井工事業	
E	製造業		
	09	食料品製造業	
	090	管理、補助的経済活動を行う事業所（09食料品製造業）	
	0900	主として管理事務を行う本社等	
	0909	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	091	畜産食料品製造業	
	0911	部分肉・冷凍肉製造業	
	0912	肉加工品製造業	
	0913	処理牛乳・乳飲料製造業	
	0914	乳製品製造業（処理牛乳、乳飲料を除く）	
	0919	その他の畜産食料品製造業	

日本標準産業分類（令和5年6月改定）			
大	中	小	細分類
E	製造業	[つづき]	
	09	食料品製造業	[つづき]
		092	水産食料品製造業
		0921	水産缶詰・瓶詰製造業
		0922	海藻加工業
		0923	水産練製品製造業
		0924	塩干・塩蔵品製造業
		0925	冷凍水産物製造業
		0926	冷凍水産食品製造業
		0929	その他の水産食料品製造業
		093	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業
		0931	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業（野菜漬物を除く）
		0932	野菜漬物製造業（缶詰、瓶詰、つぼ詰を除く）
		094	調味料製造業
		0941	味そ製造業
		0942	しょう油・食用アミノ酸製造業
		0943	ソース製造業
		0944	食酢製造業
		0949	その他の調味料製造業
		095	砂糖・でんぷん糖類製造業
		0951	砂糖製造業（砂糖精製業を除く）
		0952	砂糖精製業
		0953	でんぷん糖類製造業
		096	精穀・製粉業
		0961	精米・精麦業
		0962	小麦粉製造業
		0969	その他の精穀・製粉業
		097	パン・菓子製造業
		0971	パン製造業
		0972	生菓子製造業
		0973	ビスケット類・干菓子製造業
		0974	米菓製造業
		0979	その他のパン・菓子製造業
		098	動植物油脂製造業
		0981	動植物油脂製造業（食用油脂加工業を除く）
		0982	食用油脂加工業
		099	その他の食料品製造業
		0991	でんぷん製造業
		0992	めん類製造業
		0993	豆腐・油揚製造業
		0994	あん類製造業
		0995	冷凍調理食品製造業
		0996	そう（惣）菜製造業
		0997	すし・弁当・調理パン製造業
		0998	レトルト食品製造業
		0999	他に分類されない食料品製造業
	10	飲料・たばこ・飼料製造業	
		100	管理、補助的経済活動を行う事業所（10飲料・たばこ・飼料製造業）
		1000	主として管理事務を行う本社等
		1009	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
		101	清涼飲料製造業
		1011	清涼飲料製造業
		102	酒類製造業
		1021	果実酒製造業
		1022	発泡性酒類製造業

日本標準産業分類（令和5年6月改定）			
大	中	小	細分類
E	製造業	[つづき]	
	10	飲料・たばこ・飼料製造業	[つづき]
		102	酒類製造業 [つづき]
			1023 清酒製造業
			1024 醸造酒類製造業（果実酒、清酒を除く。）
			1025 蒸留酒類製造業
			1026 混成酒類製造業
		103	茶・コーヒー製造業（清涼飲料を除く）
			1031 製茶業
			1032 コーヒー製造業
		104	製氷業
			1041 製氷業
		105	たばこ製造業
			1051 たばこ製造業（葉たばこ処理業を除く）
			1052 葉たばこ処理業
		106	飼料・有機質肥料製造業
			1061 配合飼料製造業
			1062 単体飼料製造業
			1063 有機質肥料製造業
	11	繊維工業	
		110	管理、補助的経済活動を行う事業所（11繊維工業）
			1100 主として管理事務を行う本社等
			1109 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
		111	製糸業、紡績業、化学繊維・ねん糸等製造業
			1111 製糸業
			1112 化学繊維製造業
			1113 炭素繊維製造業
			1114 綿紡績業
			1115 化学繊維紡績業
			1116 毛紡績業
			1117 ねん糸製造業（かさ高加工糸を除く）
			1118 かさ高加工糸製造業
			1119 その他の紡績業
		112	織物業
			1121 綿・スフ織物業
			1122 絹・人絹織物業
			1123 毛織物業
			1124 麻織物業
			1125 細幅織物業
			1129 その他の織物業
		113	ニット生地製造業
			1131 丸編ニット生地製造業
			1132 たて編ニット生地製造業
			1133 横編ニット生地製造業
		114	染色整理業
			1141 綿・スフ・麻織物機械染色業
			1142 絹・人絹織物機械染色業
			1143 毛織物機械染色整理業
			1144 織物整理業
			1145 織物手加工染色整理業
			1146 綿状繊維・糸染色整理業
			1147 ニット・レース染色整理業
			1148 繊維雑品染色整理業
		115	網・網・レース・繊維粗製品製造業
			1151 網製造業
			1152 漁網製造業

日本標準産業分類（令和5年6月改定）			
大	中	小	細分類
E	製造業	[つづき]	
	11	繊維工業	[つづき]
		115	網・網・レース・繊維粗製品製造業 [つづき]
		1153	網地製造業（漁網を除く）
		1154	レース製造業
		1155	組ひも製造業
		1156	整毛業
		1157	フェルト・不織布製造業
		1158	上塗りした織物・防水した織物製造業
		1159	その他の繊維粗製品製造業
		116	外衣・シャツ製造業（和式を除く）
		1161	織物製成人男子・少年服製造業（不織布製及びレース製を含む）
		1162	織物製成人女子・少女服製造業（不織布製及びレース製を含む）
		1163	織物製乳幼児服製造業（不織布製及びレース製を含む）
		1164	織物製シャツ製造業（不織布製及びレース製を含み、下着を除く）
		1165	織物製事務用・作業用・衛生用・スポーツ用衣服・学校服製造業（不織布製及びレース製を含む）
		1166	ニット製外衣製造業（アウターシャツ類、セーター類等を除く）
		1167	ニット製アウターシャツ類製造業
		1168	セーター類製造業
		1169	その他の外衣・シャツ製造業
		117	下着類製造業
		1171	織物製下着製造業
		1172	ニット製下着製造業
		1173	織物製・ニット製寝着類製造業
		1174	補整着製造業
		118	和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業
		1181	和装製品製造業（足袋を含む）
		1182	ネクタイ製造業
		1183	スカーフ・マフラー・ハンカチーフ製造業
		1184	靴下製造業
		1185	手袋製造業
		1186	帽子製造業（帽体を含む）
		1189	他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業
		119	その他の繊維製品製造業
		1191	寝具製造業
		1192	毛布製造業
		1193	じゅうたん・その他の繊維製床敷物製造業
		1194	帆布製品製造業
		1195	繊維製袋製造業
		1196	刺しゅう業
		1197	タオル製造業
		1198	繊維製衛生材料製造業
		1199	他に分類されない繊維製品製造業
		12	木材・木製品製造業（家具を除く）
		120	管理、補助的経済活動を行う事業所（12木材・木製品製造業）
		1200	主として管理事務を行う本社等
		1209	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
		121	製材業、木製品製造業
		1211	一般製材業
		1212	単板（ベニヤ）製造業
		1213	木材チップ製造業
		1219	その他の特殊製材業
		122	造作材・合板・建築用組立材料製造業
		1221	造作材製造業（建具を除く）
		1222	合板製造業

日本標準産業分類（令和5年6月改定）			
大	中	小	細分類
E	製造業	[つづき]	
	12	木材・木製品製造業（家具を除く）	[つづき]
		122	造作材・合板・建築用組立材料製造業 [つづき]
		1223	集成材製造業
		1224	建築用木製組立材料製造業
		1225	パーティクルボード製造業
		1226	繊維板製造業
		1227	銘木製造業
		1228	床板製造業
		123	木製容器製造業（竹、とうを含む）
		1231	竹・とう・きりゅう等容器製造業
		1232	木箱製造業
		1233	たる・おけ製造業
		129	その他の木製品製造業（竹、とうを含む）
		1291	木材薬品処理業
		1292	コルク加工基礎資材・コルク製品製造業
		1299	他に分類されない木製品製造業（竹、とうを含む）
	13	家具・装備品製造業	
		130	管理、補助的経済活動を行う事業所（13家具・装備品製造業）
		1300	主として管理事務を行う本社等
		1309	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
		131	家具製造業
		1311	木製家具製造業（漆塗りを除く）
		1312	金属製家具製造業
		1313	マットレス・組スプリング製造業
		132	宗教用具製造業
		1321	宗教用具製造業
		133	建具製造業
		1331	建具製造業
		139	その他の家具・装備品製造業
		1391	事務所用・店舗用装備品製造業
		1392	窓用・扉用日よけ、日本びょうぶ等製造業
		1393	鏡縁・額縁製造業
		1399	他に分類されない家具・装備品製造業
	14	パルプ・紙・紙加工品製造業	
		140	管理、補助的経済活動を行う事業所（14パルプ・紙・紙加工品製造業）
		1400	主として管理事務を行う本社等
		1409	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
		141	パルプ製造業
		1411	パルプ製造業
		142	紙製造業
		1421	洋紙製造業
		1422	板紙製造業
		1423	機械すき和紙製造業
		1424	手すき和紙製造業
		143	加工紙製造業
		1431	塗工紙製造業（印刷用紙を除く）
		1432	段ボール製造業
		1433	壁紙・ふすま紙製造業
		144	紙製品製造業
		1441	事務用・学用紙製品製造業
		1442	日用紙製品製造業
		1449	その他の紙製品製造業
		145	紙製容器製造業
		1451	重包装紙袋製造業

日本標準産業分類（令和5年6月改定）			
大	中	小	細分類
E	製造業	[つづき]	
	14	パルプ・紙・紙加工品製造業	[つづき]
		145	紙製容器製造業 [つづき]
			1452 角底紙袋製造業
			1453 段ボール箱製造業
			1454 紙器製造業
		149	その他のパルプ・紙・紙加工品製造業
			1499 その他のパルプ・紙・紙加工品製造業
	15	印刷・同関連業	
		150	管理、補助的経済活動を行う事業所（15印刷・同関連業）
			1500 主として管理事務を行う本社等
			1509 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
		151	印刷業
			1511 オフセット印刷業（紙に対するもの）
			1512 オフセット印刷以外の印刷業（紙に対するもの）
			1513 紙以外の印刷業
		152	製版業
			1521 製版業
		153	製本業、印刷物加工業
			1531 製本業
			1532 印刷物加工業
		159	印刷関連サービス業
			1591 印刷関連サービス業
	16	化学工業	
		160	管理、補助的経済活動を行う事業所（16化学工業）
			1600 主として管理事務を行う本社等
			1609 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
		161	化学肥料製造業
			1611 窒素質・りん酸質肥料製造業
			1612 複合肥料製造業
			1619 その他の化学肥料製造業
		162	無機化学工業製品製造業
			1621 ソーダ工業
			1622 無機顔料製造業
			1623 圧縮ガス・液化ガス製造業
			1624 塩製造業
			1629 その他の無機化学工業製品製造業
		163	有機化学工業製品製造業
			1631 石油化学系基礎製品製造業（一貫して生産される誘導品を含む）
			1632 脂肪族系中間物製造業（脂肪族系溶剤を含む）
			1633 発酵工業
			1634 環式中間物・合成染料・有機顔料製造業
			1635 プラスチック製造業
			1636 合成ゴム製造業
			1639 その他の有機化学工業製品製造業
		164	油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業
			1641 脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業
			1642 石けん・合成洗剤製造業
			1643 界面活性剤製造業（石けん、合成洗剤を除く）
			1644 塗料製造業
			1645 印刷インキ製造業
			1646 洗浄剤・磨用剤製造業
			1647 ろうそく製造業
		165	医薬品製造業
			1651 医薬品原薬製造業

日本標準産業分類（令和5年6月改定）			
大	中	小	細分類
E	製造業	[つづき]	
	16	化学工業	[つづき]
		165	医薬品製造業 [つづき]
			1652 医薬品製剤製造業
			1653 生物学的製剤製造業
			1654 生薬・漢方製剤製造業
			1655 動物用医薬品製造業
		166	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業
			1661 仕上用・皮膚用化粧品製造業（香水、オーデコロンを含む）
			1662 頭髪用化粧品製造業
			1669 その他の化粧品・歯磨・化粧用調整品製造業
		169	その他の化学工業
			1691 火薬類製造業
			1692 農薬製造業
			1693 香料製造業
			1694 ゼラチン・接着剤製造業
			1695 写真感光材料製造業
			1696 天然樹脂製品・木材化学製品製造業
			1697 試薬製造業
			1699 他に分類されない化学工業製品製造業
		17	石油製品・石炭製品製造業
			170 管理、補助的経済活動を行う事業所（17石油製品・石炭製品製造業）
			1700 主として管理事務を行う本社等
			1709 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
			171 石油精製業
			1711 石油精製業
			172 潤滑油・グリース製造業（石油精製によらないもの）
			1721 潤滑油・グリース製造業（石油精製によらないもの）
			173 コークス製造業
			1731 コークス製造業
			174 舗装材料製造業
			1741 舗装材料製造業
			179 その他の石油製品・石炭製品製造業
			1799 その他の石油製品・石炭製品製造業
		18	プラスチック製品製造業（別掲を除く）
			180 管理、補助的経済活動を行う事業所（18プラスチック製品製造業）
			1800 主として管理事務を行う本社等
			1809 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
			181 プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品製造業
			1811 プラスチック板・棒製造業
			1812 プラスチック管製造業
			1813 プラスチック継手製造業
			1814 プラスチック異形押出製品製造業
			1815 プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品加工業
			182 プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業
			1821 プラスチックフィルム製造業
			1822 プラスチックシート製造業
			1823 プラスチック床材製造業
			1824 合成皮革製造業
			1825 プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革加工業
			183 工業用プラスチック製品製造業
			1831 電気機械器具用プラスチック製品製造業（加工業を除く）
			1832 輸送機械器具用プラスチック製品製造業（加工業を除く）
			1833 その他の工業用プラスチック製品製造業（加工業を除く）
			1834 工業用プラスチック製品加工業

日本標準産業分類（令和5年6月改定）			
大	中	小	細分類
E	製造業	[つづき]	
	18	プラスチック製品製造業（別掲を除く）	[つづき]
	184	発泡・強化プラスチック製品製造業	
	1841	軟質プラスチック発泡製品製造業（半硬質性を含む）	
	1842	硬質プラスチック発泡製品製造業	
	1843	強化プラスチック製板・棒・管・継手製造業	
	1844	強化プラスチック製容器・浴槽等製造業	
	1845	発泡・強化プラスチック製品加工業	
	185	プラスチック成形材料製造業（廃プラスチックを含む）	
	1851	プラスチック成形材料製造業	
	1852	廃プラスチック製品製造業	
	189	その他のプラスチック製品製造業	
	1891	プラスチック製日用雑貨・食卓用品製造業	
	1892	プラスチック製容器製造業	
	1897	他に分類されないプラスチック製品製造業	
	1898	他に分類されないプラスチック製品加工業	
	19	ゴム製品製造業	
	190	管理、補助的経済活動を行う事業所（19ゴム製品製造業）	
	1900	主として管理事務を行う本社等	
	1909	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	191	タイヤ・チューブ製造業	
	1911	自動車タイヤ・チューブ製造業	
	1919	その他のタイヤ・チューブ製造業	
	192	ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業	
	1921	ゴム製履物・同附属品製造業	
	1922	プラスチック製履物・同附属品製造業	
	193	ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業	
	1931	ゴムベルト製造業	
	1932	ゴムホース製造業	
	1933	工業用ゴム製品製造業	
	199	その他のゴム製品製造業	
	1991	ゴム引布・同製品製造業	
	1992	医療・衛生用ゴム製品製造業	
	1993	ゴム練生地製造業	
	1994	更生タイヤ製造業	
	1995	再生ゴム製造業	
	1999	他に分類されないゴム製品製造業	
	20	なめし革・同製品・毛皮製造業	
	200	管理、補助的経済活動を行う事業所（20なめし革・同製品・毛皮製造業）	
	2000	主として管理事務を行う本社等	
	2009	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	201	なめし革製造業	
	2011	なめし革製造業	
	202	工業用革製品製造業（手袋を除く）	
	2021	工業用革製品製造業（手袋を除く）	
	203	革製履物用材料・同附属品製造業	
	2031	革製履物用材料・同附属品製造業	
	204	革製履物製造業	
	2041	革製履物製造業	
	205	革製手袋製造業	
	2051	革製手袋製造業	
	206	かばん製造業	
	2061	かばん製造業	

日本標準産業分類（令和5年6月改定）			
大	中	小	細分類
E	製造業	[つづき]	
	20	なめし革・同製品・毛皮製造業	[つづき]
	207	袋物製造業	
		2071	袋物製造業（ハンドバッグを除く）
		2072	ハンドバッグ製造業
	208	毛皮製造業	
		2081	毛皮製造業
	209	その他のなめし革製品製造業	
		2099	その他のなめし革製品製造業
	21	窯業・土石製品製造業	
	210	管理、補助的経済活動を行う事業所（21窯業・土石製品製造業）	
		2100	主として管理事務を行う本社等
		2109	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
	211	ガラス・同製品製造業	
		2111	板ガラス製造業
		2112	板ガラス加工業
		2113	ガラス製加工素材製造業
		2114	ガラス容器製造業
		2115	理化学用・医療用ガラス器具製造業
		2116	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業
		2117	ガラス繊維・同製品製造業
		2119	その他のガラス・同製品製造業
	212	セメント・同製品製造業	
		2121	セメント製造業
		2122	生コンクリート製造業
		2123	コンクリート製品製造業
		2129	その他のセメント製品製造業
	213	建設用粘土製品製造業（陶磁器製を除く）	
		2131	粘土がわら製造業
		2132	普通れんが製造業
		2139	その他の建設用粘土製品製造業
	214	陶磁器・同関連製品製造業	
		2141	衛生陶器製造業
		2142	食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業
		2143	陶磁器製置物製造業
		2144	電気用陶磁器製造業
		2145	理化学用・工業用陶磁器製造業
		2146	陶磁器製タイル製造業
		2147	陶磁器絵付業
		2148	陶磁器用はい（坏）土製造業
		2149	その他の陶磁器・同関連製品製造業
	215	耐火物製造業	
		2151	耐火れんが製造業
		2152	不定形耐火物製造業
		2159	その他の耐火物製造業
	216	炭素・黒鉛製品製造業	
		2161	炭素質電極製造業
		2169	その他の炭素・黒鉛製品製造業
	217	研磨材・同製品製造業	
		2171	研磨材製造業
		2172	研削と石製造業
		2173	研磨布紙製造業
		2179	その他の研磨材・同製品製造業

日本標準産業分類（令和5年6月改定）			
大	中	小	細分類
E	製造業	[つづき]	
	21	窯業・土石製品製造業	[つづき]
		218	骨材・石工品等製造業
		2181	砕石製造業
		2182	再生骨材製造業
		2183	人工骨材製造業
		2184	石工品製造業
		2185	けいそう土・同製品製造業
		2186	鉱物・土石粉碎等処理業
		219	その他の窯業・土石製品製造業
		2191	ロックウール・同製品製造業
		2192	石こう（膏）製品製造業
		2193	石灰製造業
		2194	鋳型製造業（中子を含む）
		2199	他に分類されない窯業・土石製品製造業
	22	鉄鋼業	
		220	管理、補助的経済活動を行う事業所（22鉄鋼業）
		2200	主として管理事務を行う本社等
		2209	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
		221	製鉄業
		2211	高炉による製鉄業
		2212	高炉によらない製鉄業
		2213	フェロアロイ製造業
		222	製鋼・製鋼圧延業
		2221	製鋼・製鋼圧延業
		223	製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）
		2231	熱間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）
		2232	冷間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）
		2233	冷間ロール成型形鋼製造業
		2234	鋼管製造業
		2235	伸鉄業
		2236	磨棒鋼製造業
		2237	引抜鋼管製造業
		2238	伸線業
		2239	その他の製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）
		224	表面処理鋼材製造業
		2241	亜鉛鉄板製造業
		2249	その他の表面処理鋼材製造業
		225	鉄素形材製造業
		2251	鋳鉄铸件製造業（鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く）
		2252	可鍛鋳鉄製造業
		2253	鋳鋼製造業
		2254	鍛工品製造業
		2255	鍛鋼製造業
		229	その他の鉄鋼業
		2291	鉄鋼シャースリット業
		2292	鉄スクラップ加工処理業
		2293	鋳鉄管製造業
		2299	他に分類されない鉄鋼業
	23	非鉄金属製造業	
		230	管理、補助的経済活動を行う事業所（23非鉄金属製造業）
		2300	主として管理事務を行う本社等
		2309	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
		231	非鉄金属第1次製錬・精製業
		2311	銅第1次製錬・精製業
		2312	亜鉛第1次製錬・精製業

第IV編 付 録

日本標準産業分類（令和5年6月改定）			
大	中	小	細分類
E	製造業	[つづき]	
	23	非鉄金属製造業	[つづき]
	231	非鉄金属第1次製錬・精製業	[つづき]
	2319	その他の非鉄金属第1次製錬・精製業	
	232	非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）	
	2321	鉛第2次製錬・精製業（鉛合金製造業を含む）	
	2322	アルミニウム第2次製錬・精製業（アルミニウム合金製造業を含む）	
	2329	その他の非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）	
	233	非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）	
	2331	伸銅品製造業	
	2332	アルミニウム・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）	
	2339	その他の非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）	
	234	電線・ケーブル製造業	
	2341	電線・ケーブル製造業（光ファイバケーブルを除く）	
	2342	光ファイバケーブル製造業（通信複合ケーブルを含む）	
	235	非鉄金属素形材製造業	
	2351	銅・同合金鋳物製造業（ダイカストを除く）	
	2352	非鉄金属鋳物製造業（銅・同合金鋳物及びダイカストを除く）	
	2353	アルミニウム・同合金ダイカスト製造業	
	2354	非鉄金属ダイカスト製造業（アルミニウム・同合金ダイカストを除く）	
	2355	非鉄金属鍛造品製造業	
	239	その他の非鉄金属製造業	
	2391	核燃料製造業	
	2399	他に分類されない非鉄金属製造業	
	24	金属製品製造業	
	240	管理、補助的経済活動を行う事業所（24金属製品製造業）	
	2400	主として管理事務を行う本社等	
	2409	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	241	ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業	
	2411	ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業	
	242	洋食器・刃物・手道具・金物類製造業	
	2421	洋食器製造業	
	2422	機械刃物製造業	
	2423	利器工匠具・手道具製造業（やすり、のこぎり、食卓用刃物を除く）	
	2424	作業工具製造業	
	2425	手引のこぎり・のこ刃製造業	
	2426	農業用器具製造業（農業用機械を除く）	
	2429	その他の金物類製造業	
	243	暖房・調理等装置、配管工事用附属品製造業	
	2431	配管工事用附属品製造業（バルブ、コックを除く）	
	2432	ガス機器・石油機器製造業	
	2433	温風・温水暖房装置製造業	
	2439	その他の暖房・調理装置製造業（電気機械器具、ガス機器、石油機器を除く）	
	244	建設用・建築用金属製品製造業（製缶板金業を含む）	
	2441	鉄骨製造業	
	2442	建設用金属製品製造業（鉄骨を除く）	
	2443	金属製サッシ・ドア製造業	
	2444	鉄骨系プレハブ住宅製造業	
	2445	建築用金属製品製造業（サッシ、ドア、建築用金物を除く）	
	2446	製缶板金業	
	245	金属素形材製品製造業	
	2451	アルミニウム・同合金プレス製品製造業	
	2452	金属プレス製品製造業（アルミニウム・同合金を除く）	
	2453	粉末や金製品製造業	

日本標準産業分類（令和5年6月改定）			
大	中	小	細分類
E	製造業	[つづき]	
	24	金属製品製造業	[つづき]
		246	金属被覆・彫刻業、熱処理業（ほうろう鉄器を除く）
		2461	金属製品塗装業
		2462	溶融めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
		2463	金属彫刻業
		2464	電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
		2465	金属熱処理業
		2469	その他の金属表面処理業
		247	金属線製品製造業（ねじ類を除く）
		2471	くぎ製造業
		2479	その他の金属線製品製造業
		248	ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
		2481	ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
		249	その他の金属製品製造業
		2491	金庫製造業
		2492	金属製スプリング製造業
		2499	他に分類されない金属製品製造業
	25	はん用機械器具製造業	
		250	管理、補助的経済活動を行う事業所（25はん用機械器具製造業）
		2500	主として管理事務を行う本社等
		2509	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
		251	ボイラ・原動機製造業
		2511	ボイラ製造業
		2512	蒸気機関・タービン・水力タービン製造業（船用を除く）
		2513	はん用内燃機関製造業
		2519	その他の原動機製造業
		252	ポンプ・圧縮機器製造業
		2521	ポンプ・同装置製造業
		2522	空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機製造業
		2523	油圧・空圧機器製造業
		253	一般産業用機械・装置製造業
		2531	動力伝導装置製造業（玉軸受、ころ軸受を除く）
		2532	エレベータ・エスカレータ製造業
		2533	物流運搬設備製造業
		2534	工業窯炉製造業（燃焼炉）
		2535	冷凍機・温湿調整装置製造業
		259	その他のはん用機械・同部分品製造業
		2591	消火器具・消火装置製造業
		2592	弁・同附属品製造業
		2593	パイプ加工・パイプ附属品加工業
		2594	玉軸受・ころ軸受製造業
		2595	ピストンリング製造業
		2596	他に分類されないはん用機械・装置製造業
		2599	各種機械・同部分品製造修理業（注文製造・修理）
	26	生産用機械器具製造業	
		260	管理、補助的経済活動を行う事業所（26生産用機械器具製造業）
		2600	主として管理事務を行う本社等
		2609	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
		261	農業用機械製造業（農業用器具を除く）
		2611	農業用機械製造業（農業用器具を除く）
		262	建設機械・鉱山機械製造業
		2621	建設機械・鉱山機械製造業
		263	繊維機械製造業
		2631	化学繊維機械・紡績機械製造業

第IV編 付 録

日本標準産業分類（令和5年6月改定）			
大	中	小	細分類
E	製造業	[つづき]	
	26	生産用機械器具製造業	[つづき]
		263	繊維機械製造業 [つづき]
			2632 製織機械・編組機械製造業
			2633 染色整理仕上機械製造業
			2634 繊維機械部分品・取付具・附属品製造業
			2635 縫製機械製造業
		264	生活関連産業用機械製造業
			2641 食品機械・同装置製造業
			2642 木材加工機械製造業
			2643 パルプ装置・製紙機械製造業
			2644 印刷・製本・紙工機械製造業
			2645 包装・荷造機械製造業
		265	基礎素材産業用機械製造業
			2651 鋳造装置製造業
			2652 化学機械・同装置製造業
			2653 プラスチック加工機械・同附属装置製造業
		266	金属加工機械製造業
			2661 金属工作機械製造業
			2662 金属加工機械製造業（金属工作機械を除く）
			2663 金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品製造業（機械工具、金型を除く）
			2664 機械工具製造業（粉末や金業を除く）
		267	半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業
			2671 半導体製造装置製造業
			2672 フラットパネルディスプレイ製造装置製造業
		269	その他の生産用機械・同部分品製造業
			2691 金属用金型・同部分品・附属品製造業
			2692 非金属用金型・同部分品・附属品製造業
			2693 真空装置・真空機器製造業
			2694 ロボット製造業
			2699 他に分類されない生産用機械・同部分品製造業
	27	業務用機械器具製造業	
		270	管理、補助的経済活動を行う事業所（27業務用機械器具製造業）
			2700 主として管理事務を行う本社等
			2709 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
		271	事務用機械器具製造業
			2711 複写機製造業
			2719 その他の事務用機械器具製造業
		272	サービス用・娯楽用機械器具製造業
			2721 サービス用機械器具製造業
			2722 娯楽用機械製造業
			2723 自動販売機製造業
			2729 その他のサービス用・娯楽用機械器具製造業
		273	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業
			2731 体積計製造業
			2732 はかり製造業
			2733 圧力計・流量計・液面計等製造業
			2734 精密測定器製造業
			2735 分析機器製造業
			2736 試験機製造業
			2737 測量機械器具製造業
			2738 理化学機械器具製造業
			2739 その他の計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業

第IV編 付 録

日本標準産業分類（令和5年6月改定）			
大	中	小	細分類
E	製造業	[つづき]	
	27	業務用機械器具製造業	[つづき]
	274	医療用機械器具・医療用品製造業	
	2741	医療用機械器具製造業	
	2742	歯科用機械器具製造業	
	2743	医療用品製造業（動物用医療機械器具を含む）	
	2744	歯科材料製造業	
	275	光学機械器具・レンズ製造業	
	2751	顕微鏡・望遠鏡等製造業	
	2752	写真機・映画用機械・同附属品製造業	
	2753	光学機械用レンズ・プリズム製造業	
	276	武器製造業	
	2761	武器製造業	
	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	
	280	管理、補助的経済活動を行う事業所（28電子部品・デバイス・電子回路製造業）	
	2800	主として管理事務を行う本社等	
	2809	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	281	電子デバイス製造業	
	2811	電子管製造業	
	2812	光電変換素子製造業	
	2813	半導体素子製造業（光電変換素子を除く）	
	2814	集積回路製造業	
	2815	液晶パネル・フラットパネル製造業	
	282	電子部品製造業	
	2821	抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業	
	2822	音響部品・磁気ヘッド・小形モーター製造業	
	2823	コネクタ・スイッチ・リレー製造業	
	283	記録メディア製造業	
	2831	半導体メモリメディア製造業	
	2832	光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業	
	284	電子回路製造業	
	2841	電子回路基板製造業	
	2842	電子回路実装基板製造業	
	285	ユニット部品製造業	
	2851	電源ユニット・高周波ユニット・コントロールユニット製造業	
	2859	その他のユニット部品製造業	
	289	その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	
	2899	その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	
	29	電気機械器具製造業	
	290	管理、補助的経済活動を行う事業所（29電気機械器具製造業）	
	2900	主として管理事務を行う本社等	
	2909	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	291	発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業	
	2911	発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業	
	2912	変圧器類製造業（電子機器用を除く）	
	2913	電力開閉装置製造業	
	2914	配電盤・電力制御装置製造業	
	2915	配線器具・配線附属品製造業	
	292	産業用電気機械器具製造業	
	2921	電気溶接機製造業	
	2922	内燃機関電装品製造業	
	2923	電気炉・電熱装置製造業	
	2929	その他の産業用電気機械器具製造業（車両用、船舶用を含む）	

日本標準産業分類（令和5年6月改定）			
大	中	小	細分類
E	製造業	[つづき]	
	29	電気機械器具製造業	[つづき]
	293	民生用電気機械器具製造業	
		2931	ちゅう房機器製造業
		2932	空調・住宅関連機器製造業
		2933	衣料衛生関連機器製造業
		2939	その他の民生用電気機械器具製造業
	294	電球・電気照明器具製造業	
		2941	電球製造業
		2942	電気照明器具製造業
	295	電池製造業	
		2951	蓄電池製造業
		2952	一次電池（乾電池、湿電池）製造業
	296	電子応用装置製造業	
		2961	X線装置製造業
		2962	医療用電子応用装置製造業
		2969	その他の電子応用装置製造業
	297	電気計測器製造業	
		2971	電気計測器製造業（別掲を除く）
		2972	工業計器製造業
		2973	医療用計測器製造業
	299	その他の電気機械器具製造業	
		2999	その他の電気機械器具製造業
	30	情報通信機械器具製造業	
	300	管理、補助的経済活動を行う事業所（30情報通信機械器具製造業）	
		3000	主として管理事務を行う本社等
		3009	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
	301	通信機械器具・同関連機械器具製造業	
		3011	有線通信機械器具製造業
		3012	スマートフォン・携帯電話機・PHS電話機製造業
		3013	無線通信機械器具製造業
		3014	ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業
		3015	交通信号保安装置製造業
		3019	その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業
	302	映像・音響機械器具製造業	
		3021	ビデオ機器製造業
		3022	デジタルカメラ製造業
		3023	電気音響機械器具製造業
	303	電子計算機・同附属装置製造業	
		3031	電子計算機製造業（パーソナルコンピュータを除く）
		3032	パーソナルコンピュータ製造業
		3033	外部記憶装置製造業
		3034	印刷装置製造業
		3035	表示装置製造業
		3039	その他の附属装置製造業
	31	輸送用機械器具製造業	
	310	管理、補助的経済活動を行う事業所（31輸送用機械器具製造業）	
		3100	主として管理事務を行う本社等
		3109	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
	311	自動車・同附属品製造業	
		3111	自動車製造業（二輪自動車を含む）
		3112	自動車車体・附随車製造業
		3113	自動車部分品・附属品製造業
	312	鉄道車両・同部分品製造業	
		3121	鉄道車両製造業
		3122	鉄道車両用部分品製造業

日本標準産業分類（令和5年6月改定）			
大	中	小	細分類
E	製造業	[つづき]	
	31	輸送用機械器具製造業	[つづき]
	313	船舶製造・修理業、船用機関製造業	
	3131	船舶製造・修理業	
	3132	船体ブロック製造業	
	3133	舟艇製造・修理業	
	3134	船用機関製造業	
	314	航空機・同附属品製造業	
	3141	航空機製造業	
	3142	航空機用原動機製造業	
	3149	その他の航空機部分品・補助装置製造業	
	315	産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業	
	3151	フォークリフトトラック・同部分品・附属品製造業	
	3159	その他の産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業	
	319	その他の輸送用機械器具製造業	
	3191	自転車・同部分品製造業	
	3199	他に分類されない輸送用機械器具製造業	
	32	その他の製造業	
	320	管理、補助的経済活動を行う事業所（32その他の製造業）	
	3200	主として管理事務を行う本社等	
	3209	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	321	貴金属・宝石製品製造業	
	3211	貴金属・宝石製装身具（ジュエリー）製品製造業	
	3212	貴金属・宝石製装身具（ジュエリー）附属品・同材料加工業	
	3219	その他の貴金属製品製造業	
	322	装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業（貴金属・宝石製を除く）	
	3221	装身具・装飾品製造業（貴金属・宝石製を除く）	
	3222	造花・装飾用羽毛製造業	
	3223	ボタン製造業	
	3224	針・ピン・ホック・スナップ・同関連品製造業	
	3229	その他の装身具・装飾品製造業	
	323	時計・同部分品製造業	
	3231	時計・同部分品製造業	
	324	楽器製造業	
	3241	ピアノ製造業	
	3249	その他の楽器・楽器部品・同材料製造業	
	325	がん具・運動用具製造業	
	3251	娯楽用具・がん具製造業（人形を除く）	
	3252	人形製造業	
	3253	運動用具製造業	
	326	ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業	
	3261	万年筆・ペン類・鉛筆製造業	
	3262	毛筆・絵画用品製造業（鉛筆を除く）	
	3269	その他の事務用品製造業	
	327	漆器製造業	
	3271	漆器製造業	
	328	畳等生活雑貨製品製造業	
	3281	麦わら・パナマ類帽子・わら工品製造業	
	3282	畳製造業	
	3283	うちわ・扇子・ちょうちん製造業	
	3284	ほうき・ブラシ製造業	
	3285	喫煙用具製造業（貴金属・宝石製を除く）	
	3289	その他の生活雑貨製品製造業	

日本標準産業分類（令和5年6月改定）			
大	中	小	細分類
E	製造業	[つづき]	
	32	その他の製造業	[つづき]
	329	他に分類されない製造業	
	3291	煙火製造業	
	3292	看板・標識機製造業	
	3293	パレット製造業	
	3294	モデル・模型製造業	
	3295	工業用模型製造業	
	3296	情報記録物製造業（新聞、書籍等の印刷物を除く）	
	3297	眼鏡製造業（枠を含む）	
	3299	他に分類されないその他の製造業	
F	電気・ガス・熱供給・水道業		
	33	電気業	
	330	管理、補助的経済活動を行う事業所（33電気業）	
	3300	主として管理事務を行う本社等	
	3309	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	331	電気業	
	3311	発電業	
	3312	送配電業	
	3313	電気小売業	
	3314	電気卸供給業	
	34	ガス業	
	340	管理、補助的経済活動を行う事業所（34ガス業）	
	3400	主として管理事務を行う本社等	
	3409	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	341	ガス業	
	3411	ガス製造業	
	3412	ガス導管業	
	3413	ガス小売業	
	35	熱供給業	
	350	管理、補助的経済活動を行う事業所（35熱供給業）	
	3500	主として管理事務を行う本社等	
	3509	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	351	熱供給業	
	3511	熱供給業	
	36	水道業	
	360	管理、補助的経済活動を行う事業所（36水道業）	
	3600	主として管理事務を行う本社等	
	3609	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	361	上水道業	
	3611	上水道業	
	362	工業用水道業	
	3621	工業用水道業	
	363	下水道業	
	3631	下水道処理施設維持管理業	
	3632	下水道管路施設維持管理業	
G	情報通信業		
	37	通信業	
	370	管理、補助的経済活動を行う事業所（37通信業）	
	3700	主として管理事務を行う本社等	
	3709	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	

日本標準産業分類（令和5年6月改定）			
大	中	小	細分類
G	情報通信業	[つづき]	
	37	通信業	[つづき]
		371	固定電気通信業
		3711	地域電気通信業（有線放送電話業を除く）
		3712	長距離電気通信業
		3713	有線放送電話業
		3719	その他の固定電気通信業
		372	移動電気通信業
		3721	移動電気通信業
		373	電気通信に附帯するサービス業
		3731	電気通信に附帯するサービス業
	38	放送業	
		380	管理、補助的経済活動を行う事業所（38放送業）
		3800	主として管理事務を行う本社等
		3809	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
		381	公共放送業（有線放送業を除く）
		3811	公共放送業（有線放送業を除く）
		382	民間放送業（有線放送業を除く）
		3821	テレビジョン放送業（衛星放送業を除く）
		3822	ラジオ放送業（衛星放送業を除く）
		3823	衛星放送業
		3829	その他の民間放送業
		383	有線放送業
		3831	有線テレビジョン放送業
		3832	有線ラジオ放送業
	39	情報サービス業	
		390	管理、補助的経済活動を行う事業所（39情報サービス業）
		3900	主として管理事務を行う本社等
		3909	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
		391	ソフトウェア業
		3911	受託開発ソフトウェア業
		3912	組込みソフトウェア業
		3913	パッケージソフトウェア業
		3914	ゲームソフトウェア業
		392	情報処理・提供サービス業
		3921	情報処理サービス業
		3922	情報提供サービス業
		3923	市場調査・世論調査・社会調査業
		3929	その他の情報処理・提供サービス業
	40	インターネット附随サービス業	
		400	管理、補助的経済活動を行う事業所（40インターネット附随サービス業）
		4000	主として管理事務を行う本社等
		4009	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
		401	インターネット附随サービス業
		4011	ポータルサイト・サーバ運営業
		4012	アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ
		4013	インターネット利用サポート業
	41	映像・音声・文字情報制作業	
		410	管理、補助的経済活動を行う事業所（41映像・音声・文字情報制作業）
		4100	主として管理事務を行う本社等
		4109	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所

日本標準産業分類（令和5年6月改定）			
大	中	小	細分類
G	情報通信業	[つづき]	
	41	映像・音声・文字情報制作業	[つづき]
	411	映像情報制作・配給業	
		4111	映画・ビデオ制作業（テレビジョン番組制作業、アニメーション制作業を除く）
		4112	テレビジョン番組制作業（アニメーション制作業を除く）
		4113	アニメーション制作業
		4114	映画・ビデオ・テレビジョン番組配給業
	412	音声情報制作業	
		4121	レコード制作業
		4122	ラジオ番組制作業
	413	新聞業	
		4131	新聞業
	414	出版業	
		4141	出版業
	415	広告制作業	
		4151	広告制作業
	416	映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業	
		4161	ニュース供給業
		4169	その他の映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業
H	運輸業、郵便業		
	42	鉄道業	
	420	管理、補助的経済活動を行う事業所（42鉄道業）	
		4200	主として管理事務を行う本社等
		4209	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
	421	鉄道業	
		4211	普通鉄道業
		4212	軌道業
		4213	地下鉄道業
		4214	モノレール鉄道業（地下鉄道業を除く）
		4215	案内軌条式鉄道業（地下鉄道業を除く）
		4216	鋼索鉄道業
		4217	索道業
		4219	その他の鉄道業
	43	道路旅客運送業	
	430	管理、補助的経済活動を行う事業所（43道路旅客運送業）	
		4300	主として管理事務を行う本社等
		4309	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
	431	一般乗合旅客自動車運送業	
		4311	一般乗合旅客自動車運送業
	432	一般乗用旅客自動車運送業	
		4321	一般乗用旅客自動車運送業
	433	一般貸切旅客自動車運送業	
		4331	一般貸切旅客自動車運送業
	439	その他の道路旅客運送業	
		4391	特定旅客自動車運送業
		4399	他に分類されない道路旅客運送業
	44	道路貨物運送業	
	440	管理、補助的経済活動を行う事業所（44道路貨物運送業）	
		4400	主として管理事務を行う本社等
		4409	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
	441	一般貨物自動車運送業	
		4411	一般貨物自動車運送業（特別積合せ貨物運送業を除く）
		4412	特別積合せ貨物運送業
	442	特定貨物自動車運送業	
		4421	特定貨物自動車運送業

第IV編 付 録

日本標準産業分類（令和5年6月改定）			
大	中	小	細分類
H	運輸業、郵便業	[つづき]	
	44	道路貨物運送業	[つづき]
		443	貨物軽自動車運送業
		4431	貨物軽自動車運送業
		444	集配利用運送業
		4441	集配利用運送業
		449	その他の道路貨物運送業
		4499	その他の道路貨物運送業
	45	水運業	
		450	管理、補助的経済活動を行う事業所（45水運業）
		4500	主として管理事務を行う本社等
		4509	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
		451	外航海運業
		4511	外航旅客海運業
		4512	外航貨物海運業
		452	沿海海運業
		4521	沿海旅客海運業
		4522	沿海貨物海運業
		453	内陸水運業
		4531	港湾旅客海運業
		4532	河川水運業
		4533	湖沼水運業
		454	船舶貸渡業
		4541	船舶貸渡業（内航船舶貸渡業を除く）
		4542	内航船舶貸渡業
	46	航空運輸業	
		460	管理、補助的経済活動を行う事業所（46航空運輸業）
		4600	主として管理事務を行う本社等
		4609	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
		461	航空運送業
		4611	航空運送業
		462	航空機使用業（航空運送業を除く）
		4621	航空機使用業（航空運送業を除く）
	47	倉庫業	
		470	管理、補助的経済活動を行う事業所（47倉庫業）
		4700	主として管理事務を行う本社等
		4709	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
		471	倉庫業（冷蔵倉庫業を除く）
		4711	倉庫業（冷蔵倉庫業を除く）
		472	冷蔵倉庫業
		4721	冷蔵倉庫業
	48	運輸に附帯するサービス業	
		480	管理、補助的経済活動を行う事業所（48運輸に附帯するサービス業）
		4800	主として管理事務を行う本社等
		4809	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
		481	港湾運送業
		4811	港湾運送業
		482	貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）
		4821	利用運送業（集配利用運送業を除く）
		4822	運送取次業
		483	運送代理店
		4831	運送代理店
		484	こん包業
		4841	こん包業（組立こん包業を除く）
		4842	組立こん包業

日本標準産業分類（令和5年6月改定）			
大	中	小	細分類
H	運輸業、郵便業	[つづき]	
	48	運輸に附帯するサービス業	[つづき]
		485	運輸施設提供業
		4851	鉄道施設提供業
		4852	道路運送固定施設業
		4853	自動車ターミナル業
		4854	貨物荷扱固定施設業
		4855	栈橋泊きよ業
		4856	飛行場業
		489	その他の運輸に附帯するサービス業
		4891	海運仲立業
		4892	レッカー・ロードサービス業
		4899	他に分類されない運輸に附帯するサービス業
	49	郵便業（信書便事業を含む）	
		490	管理、補助的経済活動を行う事業所（49郵便業）
		4901	管理、補助的経済活動を行う事業所
		491	郵便業（信書便事業を含む）
		4911	郵便業（信書便事業を含む）
I	卸売業、小売業		
	50	各種商品卸売業	
		500	管理、補助的経済活動を行う事業所（50各種商品卸売業）
		5000	主として管理事務を行う本社等
		5008	自家用倉庫
		5009	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
		501	各種商品卸売業
		5011	各種商品卸売業（従業者が常時100人以上のもの）
		5019	その他の各種商品卸売業
	51	繊維・衣服等卸売業	
		510	管理、補助的経済活動を行う事業所（51繊維・衣服等卸売業）
		5100	主として管理事務を行う本社等
		5108	自家用倉庫
		5109	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
		511	繊維品卸売業（衣服、身の回り品を除く）
		5111	繊維原料卸売業
		5112	糸卸売業
		5113	織物卸売業（室内装飾繊維品を除く）
		512	衣服卸売業
		5121	男子服卸売業
		5122	婦人・子供服卸売業
		5123	下着類卸売業
		5129	その他の衣服卸売業
		513	身の回り品卸売業
		5131	寝具類卸売業
		5132	靴・履物卸売業
		5133	かばん・袋物卸売業
		5139	その他の身の回り品卸売業
	52	飲食料品卸売業	
		520	管理、補助的経済活動を行う事業所（52飲食料品卸売業）
		5200	主として管理事務を行う本社等
		5208	自家用倉庫
		5209	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
		521	農畜産物・水産物卸売業
		5211	米麦卸売業
		5212	雑穀・豆類卸売業

日本標準産業分類（令和5年6月改定）			
大	中	小	細分類
I	卸売業、小売業	[つづき]	
	52	飲食料品卸売業	[つづき]
		521	農畜産物・水産物卸売業 [つづき]
			5213 野菜卸売業
			5214 果実卸売業
			5215 食肉卸売業
			5216 生鮮魚介卸売業
			5219 その他の農畜産物・水産物卸売業
		522	食料・飲料卸売業
			5221 砂糖・味そ・しょう油卸売業
			5222 酒類卸売業
			5223 乾物卸売業
			5224 菓子・パン類卸売業
			5225 飲料卸売業（別掲を除く）
			5226 茶類卸売業
			5227 牛乳・乳製品卸売業
			5229 その他の食料・飲料卸売業
	53	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	
		530	管理、補助的経済活動を行う事業所（53建築材料、鉱物・金属材料等卸売業）
			5300 主として管理事務を行う本社等
			5308 自家用倉庫
			5309 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
		531	建築材料卸売業
			5311 木材・竹材卸売業
			5312 セメント卸売業
			5313 板ガラス卸売業
			5314 建築用金属製品卸売業（建築用金物を除く）
			5319 その他の建築材料卸売業
		532	化学製品卸売業
			5321 塗料卸売業
			5322 プラスチック卸売業
			5329 その他の化学製品卸売業
		533	石油・鉱物卸売業
			5331 石油卸売業
			5332 鉱物卸売業（石油を除く）
		534	鉄鋼製品卸売業
			5341 鉄鋼粗製品卸売業
			5342 鉄鋼一次製品卸売業
			5349 その他の鉄鋼製品卸売業
		535	非鉄金属卸売業
			5351 非鉄金属地金卸売業
			5352 非鉄金属製品卸売業
		536	再生資源卸売業
			5361 空瓶・空缶等空容器卸売業
			5362 鉄スクラップ卸売業
			5363 非鉄金属スクラップ卸売業
			5364 古紙卸売業
			5369 その他の再生資源卸売業
	54	機械器具卸売業	
		540	管理、補助的経済活動を行う事業所（54機械器具卸売業）
			5400 主として管理事務を行う本社等
			5408 自家用倉庫
			5409 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所

日本標準産業分類（令和5年6月改定）			
大	中	小	細分類
I	卸売業、小売業	[つづき]	
	54	機械器具卸売業	[つづき]
		541	産業機械器具卸売業
			5411 農業用機械器具卸売業
			5412 建設機械・鉱山機械卸売業
			5413 金属加工機械卸売業
			5414 事務用機械器具卸売業
			5419 その他の産業機械器具卸売業
		542	自動車卸売業
			5421 自動車卸売業（二輪自動車を含む）
			5422 自動車部分品・附属品卸売業（中古品を除く）
			5423 自動車中古部品卸売業
		543	電気機械器具卸売業
			5431 家庭用電気機械器具卸売業
			5432 電気機械器具卸売業（家庭用電気機械器具を除く）
		549	その他の機械器具卸売業
			5491 輸送用機械器具卸売業（自動車を除く）
			5492 計量器・理化学機械器具・光学機械器具等卸売業
			5493 医療用機械器具卸売業（歯科用機械器具を含む）
	55	その他の卸売業	
		550	管理、補助的経済活動を行う事業所（55その他の卸売業）
			5500 主として管理事務を行う本社等
			5508 自家用倉庫
			5509 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
		551	家具・建具・じゅう器等卸売業
			5511 家具・建具卸売業
			5512 荒物卸売業
			5513 畳卸売業
			5514 室内装飾繊維品卸売業
			5515 陶磁器・ガラス器卸売業
			5519 その他のじゅう器卸売業
		552	医薬品・化粧品等卸売業
			5521 医薬品卸売業
			5522 医療用品卸売業
			5523 化粧品卸売業
			5524 合成洗剤卸売業
		553	紙・紙製品卸売業
			5531 紙卸売業
			5532 紙製品卸売業
		559	他に分類されない卸売業
			5591 金物卸売業
			5592 肥料・飼料卸売業
			5593 スポーツ用品卸売業
			5594 娯楽用品・がん具卸売業
			5595 たばこ卸売業
			5596 ジュエリー製品卸売業
			5597 書籍・雑誌卸売業
			5598 代理商、仲立業
			5599 他に分類されないその他の卸売業
	56	各種商品小売業	
		560	管理、補助的経済活動を行う事業所（56各種商品小売業）
			5600 主として管理事務を行う本社等
			5608 自家用倉庫
			5609 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所

第IV編 付 録

日本標準産業分類（令和5年6月改定）			
大	中	小	細分類
I	卸売業、小売業	[つづき]	
	56	各種商品小売	[つづき]
	561	百貨店	
		5611	百貨店
	562	総合スーパーマーケット	
		5621	総合スーパーマーケット
	563	コンビニエンスストア	
		5631	コンビニエンスストア
	564	ドラッグストア	
		5641	ドラッグストア
	565	ホームセンター	
		5651	ホームセンター
	566	均一価格店	
		5661	均一価格店
	569	その他の各種商品小売業	
		5699	その他の各種商品小売業
	57	織物・衣服・身の回り品小売業	
	570	管理、補助的経済活動を行う事業所（57織物・衣服・身の回り品小売業）	
		5700	主として管理事務を行う本社等
		5708	自家用倉庫
		5709	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
	571	呉服・服地・寝具小売業	
		5711	呉服・服地小売業
		5712	寝具小売業
	572	男子服小売業	
		5721	男子服小売業
	573	婦人・子供服小売業	
		5731	婦人服小売業
		5732	子供服小売業
	574	靴・履物小売業	
		5741	靴小売業
		5742	履物小売業（靴を除く）
	579	その他の織物・衣服・身の回り品小売業	
		5791	かばん・袋物小売業
		5792	下着類小売業
		5793	洋品雑貨・小間物小売業
		5799	他に分類されない織物・衣服・身の回り品小売業
	58	飲食料品小売業	
	580	管理、補助的経済活動を行う事業所（58飲食料品小売業）	
		5800	主として管理事務を行う本社等
		5808	自家用倉庫
		5809	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
	581	各種食料品小売業	
		5811	食料品スーパーマーケット
		5819	その他の各種食料品小売業
	582	野菜・果実小売業	
		5821	野菜小売業
		5822	果実小売業
	583	食肉小売業	
		5831	食肉小売業（卵、鳥肉を除く）
		5832	卵・鳥肉小売業
	584	鮮魚小売業	
		5841	鮮魚小売業
	585	酒小売業	
		5851	酒小売業

日本標準産業分類（令和5年6月改定）			
大	中	小	細分類
I	卸売業、小売業	[つづき]	
	58	飲食料品小売業	[つづき]
	586	菓子・パン小売業	
	5861	菓子小売業（製造小売）	
	5862	菓子小売業（製造小売でないもの）	
	5863	パン小売業（製造小売）	
	5864	パン小売業（製造小売でないもの）	
	589	その他の飲食料品小売業	
	5891	牛乳小売業	
	5892	飲料小売業（別掲を除く）	
	5893	茶類小売業	
	5894	料理品小売業	
	5895	米穀類小売業	
	5896	豆腐・かまぼこ等加工食品小売業	
	5897	乾物小売業	
	5899	他に分類されない飲食料品小売業	
	59	機械器具小売業	
	590	管理、補助的経済活動を行う事業所（59機械器具小売業）	
	5900	主として管理事務を行う本社等	
	5908	自家用倉庫	
	5909	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	591	自動車小売業	
	5911	自動車（新車）小売業	
	5912	中古自動車小売業	
	5913	自動車部分品・附属品小売業	
	5914	二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）	
	592	自転車小売業	
	5921	自転車小売業	
	593	機械器具小売業（自動車、自転車を除く）	
	5931	電気機械器具小売業（中古品を除く）	
	5932	電気事務機械器具小売業（中古品を除く）	
	5933	中古電気製品小売業	
	5939	その他の機械器具小売業	
	60	その他の小売業	
	600	管理、補助的経済活動を行う事業所（60その他の小売業）	
	6000	主として管理事務を行う本社等	
	6008	自家用倉庫	
	6009	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	601	家具・建具・畳小売業	
	6011	家具小売業	
	6012	建具小売業	
	6013	畳小売業	
	6014	宗教用具小売業	
	602	じゅう器小売業	
	6021	金物小売業	
	6022	荒物小売業	
	6023	陶磁器・ガラス器小売業	
	6029	他に分類されないじゅう器小売業	
	603	医薬品・化粧品小売業	
	6031	医薬品小売業（薬局を除く）	
	6032	薬局	
	6033	化粧品小売業	

日本標準産業分類（令和5年6月改定）			
大	中	小	細分類
I	卸売業、小売業	[つづき]	
	60	その他の小売業	[つづき]
	604	農耕用品小売業	
		6041	農業用機械器具小売業
		6042	苗・種子小売業
		6043	肥料・飼料小売業
	605	燃料小売業	
		6051	ガソリンスタンド
		6052	燃料小売業（ガソリンスタンドを除く）
	606	書籍・文房具小売業	
		6061	書籍・雑誌小売業（古本を除く）
		6062	古本小売業
		6063	新聞小売業
		6064	紙・文房具小売業
	607	スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業	
		6071	スポーツ用品小売業
		6072	がん具・娯楽用品小売業
		6073	楽器小売業
	608	写真機・時計・眼鏡小売業	
		6081	写真機・写真材料小売業
		6082	時計・眼鏡・光学機械小売業
	609	他に分類されない小売業	
		6091	たばこ・喫煙具専門小売業
		6092	花・植木小売業
		6093	建築材料小売業
		6094	ジュエリー製品小売業
		6095	ペット・ペット用品小売業
		6096	骨とう品小売業
		6097	中古品小売業（骨とう品を除く）
		6099	他に分類されないその他の小売業
	61	無店舗小売業	
	610	管理、補助的経済活動を行う事業所（61無店舗小売業）	
		6100	主として管理事務を行う本社等
		6108	自家用倉庫
		6109	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
	611	通信販売・訪問販売小売業	
		6111	無店舗小売業（各種商品小売）
		6112	無店舗小売業（織物・衣服・身の回り品小売）
		6113	無店舗小売業（飲食料品小売）
		6114	無店舗小売業（機械器具小売）
		6119	無店舗小売業（その他の小売）
	612	自動販売機による小売業	
		6121	自動販売機による小売業
	619	その他の無店舗小売業	
		6199	その他の無店舗小売業
J	金融業、保険業		
	62	銀行業	
	620	管理、補助的経済活動を行う事業所（62銀行業）	
		6200	主として管理事務を行う本社等
		6209	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
	621	中央銀行	
		6211	中央銀行
	622	銀行（中央銀行を除く）	
		6221	普通銀行
		6222	郵便貯金銀行

日本標準産業分類（令和5年6月改定）			
大	中	小	細分類
J	金融業、保険業	[つづき]	
	62	銀行業	[つづき]
		622	銀行（中央銀行を除く） [つづき]
			6223 信託銀行
			6229 その他の銀行
	63	協同組織金融業	
		630	管理、補助的経済活動を行う事業所（63協同組織金融業）
			6300 主として管理事務を行う本社等
			6309 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
		631	中小企業等金融業
			6311 信用金庫・同連合会
			6312 信用協同組合・同連合会
			6313 商工組合中央金庫
			6314 労働金庫・同連合会
		632	農林水産金融業
			6321 農林中央金庫
			6322 信用農業協同組合連合会
			6323 信用漁業協同組合連合会、信用水産加工業協同組合連合会
			6324 農業協同組合
			6325 漁業協同組合、水産加工業協同組合
	64	貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関	
		640	管理、補助的経済活動を行う事業所（64貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関）
			6400 主として管理事務を行う本社等
			6409 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
		641	貸金業
			6411 消費者向け貸金業
			6412 事業者向け貸金業
		642	質屋
			6421 質屋
		643	クレジットカード業、割賦金融業
			6431 クレジットカード業
			6432 割賦金融業
		649	その他の非預金信用機関
			6491 政府関係金融機関
			6492 住宅専門金融業
			6493 証券金融業
			6499 他に分類されない非預金信用機関
	65	金融商品取引業、商品先物取引業	
		650	管理、補助的経済活動を行う事業所（65金融商品取引業、商品先物取引業）
			6500 主として管理事務を行う本社等
			6509 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
		651	金融商品取引業
			6511 金融商品取引業（投資助言・代理・運用業、補助的金融商品取引業を除く）
			6512 投資助言・代理業
			6513 投資運用業
			6514 補助的金融商品取引業
		652	商品先物取引業、商品投資顧問業
			6521 商品先物取引業
			6522 商品投資顧問業
			6529 その他の商品先物取引業、商品投資顧問業
		660	管理、補助的経済活動を行う事業所（66補助的金融業等）
			6600 主として管理事務を行う本社等
			6609 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所

日本標準産業分類（令和5年6月改定）			
大	中	小	細分類
J	金融業、保険業	[つづき]	
	66	補助的金融業等	[つづき]
	661	補助的金融業、金融附帯業	
		6611	短資業
		6612	手形交換所
		6613	両替業
		6614	信用保証機関
		6615	信用保証再保険機関
		6616	預・貯金等保険機関
		6617	金融商品取引所
		6618	商品取引所
		6619	その他の補助的金融業、金融附帯業
	662	信託業	
		6621	運用型信託業
		6622	管理型信託業
	663	金融代理業	
		6631	金融商品仲介業
		6632	信託契約代理業
		6639	その他の金融代理業
	67	保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）	
	670	管理、補助的経済活動を行う事業所（67保険業）	
		6700	主として管理事務を行う本社等
		6709	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
	671	生命保険業	
		6711	生命保険業（郵便保険業、生命保険再保険業を除く）
		6712	郵便保険業
		6713	生命保険再保険業
		6719	その他の生命保険業
	672	損害保険業	
		6721	損害保険業（損害保険再保険業を除く）
		6722	損害保険再保険業
		6729	その他の損害保険業
	673	共済事業、少額短期保険業	
		6731	共済事業（各種災害補償法によるもの）
		6732	共済事業（各種協同組合法等によるもの）
		6733	少額短期保険業
	674	保険媒介代理業	
		6741	生命保険媒介業
		6742	損害保険代理業
		6743	共済事業媒介代理業・少額短期保険代理業
	675	保険サービス業	
		6751	保険料率算出団体
		6752	損害査定業
		6759	その他の保険サービス業
K	不動産業、物品賃貸業		
	68	不動産取引業	
	680	管理、補助的経済活動を行う事業所（68不動産取引業）	
		6800	主として管理事務を行う本社等
		6809	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
	681	建物売買業、土地売買業	
		6811	建物売買業
		6812	土地売買業
	682	不動産代理業・仲介業	
		6821	不動産代理業・仲介業

日本標準産業分類（令和5年6月改定）			
大	中	小	細分類
K	不動産業、物品賃貸業 [つづき]		
	69	不動産賃貸業・管理業	
	690	管理、補助的経済活動を行う事業所（69不動産賃貸業・管理業）	
	6900	主として管理事務を行う本社等	
	6909	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	691	不動産賃貸業（貸家業、貸間業を除く）	
	6911	貸事務所業	
	6912	土地賃貸業	
	6919	その他の不動産賃貸業	
	692	貸家業、貸間業	
	6921	貸家業	
	6922	貸間業	
	693	駐車場業	
	6931	駐車場業	
	694	不動産管理業	
	6941	不動産管理業	
	70	物品賃貸業	
	700	管理、補助的経済活動を行う事業所（70物品賃貸業）	
	7000	主として管理事務を行う本社等	
	7009	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	701	各種物品賃貸業	
	7011	総合リース業	
	7019	その他の各種物品賃貸業	
	702	産業用機械器具賃貸業	
	7021	産業用機械器具賃貸業（建設機械器具を除く）	
	7022	建設機械器具賃貸業	
	703	事務用機械器具賃貸業	
	7031	事務用機械器具賃貸業（電子計算機を除く）	
	7032	電子計算機・同関連機器賃貸業	
	704	自動車賃貸業	
	7041	自動車賃貸業	
	705	スポーツ・娯楽用品賃貸業	
	7051	スポーツ・娯楽用品賃貸業	
	709	その他の物品賃貸業	
	7091	映画・演劇用品賃貸業	
	7092	音楽・映像記録物賃貸業（別掲を除く）	
	7093	貸衣しょう業（別掲を除く）	
	7099	他に分類されない物品賃貸業	
L	学術研究、専門・技術サービス業		
	71	学術・開発研究機関	
	710	管理、補助的経済活動を行う事業所（71学術・開発研究機関）	
	7101	管理、補助的経済活動を行う事業所	
	711	自然科学研究所	
	7111	理学研究所	
	7112	工学研究所	
	7113	農学研究所	
	7114	医学・薬学研究所	
	712	人文・社会科学研究所	
	7121	人文・社会科学研究所	
	72	専門サービス業（他に分類されないもの）	
	720	管理、補助的経済活動を行う事業所（72専門サービス業）	
	7201	管理、補助的経済活動を行う事業所	
	721	法律事務所、特許事務所	
	7211	法律事務所	
	7212	特許事務所	

日本標準産業分類（令和5年6月改定）			
大	中	小	細分類
L			学術研究、専門・技術サービス業 [つづき]
	72		専門サービス業（他に分類されないもの） [つづき]
	722		公証人役場、司法書士事務所、土地家屋調査士事務所
		7221	公証人役場、司法書士事務所
		7222	土地家屋調査士事務所
	723		行政書士事務所
		7231	行政書士事務所
	724		公認会計士事務所、税理士事務所
		7241	公認会計士事務所
		7242	税理士事務所
	725		社会保険労務士事務所
		7251	社会保険労務士事務所
	726		デザイン業
		7261	デザイン業
	727		著述・芸術家業
		7271	著述家業
		7272	芸術家業
	728		経営コンサルタント業、純粋持株会社
		7281	経営コンサルタント業
		7282	純粋持株会社
	729		その他の専門サービス業
		7291	興信所
		7292	翻訳業（著述家業を除く）
		7293	通訳業、通訳案内業
		7294	不動産鑑定業
		7299	他に分類されない専門サービス業
	73		広告業
	730		管理、補助的経済活動を行う事業所（73広告業）
		7300	主として管理事務を行う本社等
		7309	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
	731		広告業
		7311	広告業
	74		技術サービス業（他に分類されないもの）
	740		管理、補助的経済活動を行う事業所（74技術サービス業）
		7401	管理、補助的経済活動を行う事業所
	741		獣医業
		7411	獣医業
	742		土木建築サービス業
		7421	建築設計業
		7422	測量業
		7429	その他の土木建築サービス業
	743		機械設計業
		7431	機械設計業
	744		商品・非破壊検査業
		7441	商品検査業
		7442	非破壊検査業
	745		計量証明業
		7451	一般計量証明業
		7452	環境計量証明業
		7459	その他の計量証明業
	746		写真業
		7461	写真業（商業写真業を除く）
		7462	商業写真業
	749		その他の技術サービス業
		7499	その他の技術サービス業

日本標準産業分類（令和5年6月改定）			
大	中	小	細分類
M	宿泊業、飲食サービス業		
	75	宿泊業	
		750	管理、補助的経済活動を行う事業所（75宿泊業）
		7500	主として管理事務を行う本社等
		7509	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
		751	旅館、ホテル
		7511	旅館、ホテル
		752	簡易宿所
		7521	簡易宿所
		753	下宿業
		7531	下宿業
		759	その他の宿泊業
		7591	会社・団体の宿泊所
		7592	リゾートクラブ
		7599	他に分類されない宿泊業
	76	飲食店	
		760	管理、補助的経済活動を行う事業所（76飲食店）
		7600	主として管理事務を行う本社等
		7609	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
		761	食堂、レストラン（専門料理店を除く）
		7611	食堂、レストラン（専門料理店を除く）
		762	専門料理店
		7621	日本料理店
		7622	料亭
		7623	中華料理店
		7624	ラーメン店
		7625	焼肉店
		7629	その他の専門料理店
		763	そば・うどん店
		7631	そば・うどん店
		764	すし店
		7641	すし店
		765	酒場、ビヤホール
		7651	酒場、ビヤホール
		766	バー、キャバレー、ナイトクラブ
		7661	バー、キャバレー、ナイトクラブ
		767	喫茶店
		7671	喫茶店
		769	その他の飲食店
		7691	ハンバーガー店
		7692	お好み焼・焼きそば・たこ焼店
		7699	他に分類されない飲食店
	77	持ち帰り・配達飲食サービス業	
		770	管理、補助的経済活動を行う事業所（77持ち帰り・配達飲食サービス業）
		7700	主として管理事務を行う本社等
		7709	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
		771	持ち帰り飲食サービス業
		7711	持ち帰り飲食サービス業
		772	配達飲食サービス業
		7721	配達飲食サービス業
		773	施設給食業
		7731	施設給食業

日本標準産業分類（令和5年6月改定）			
大	中	小	細分類
N			生活関連サービス業、娯楽業
	78		洗濯・理容・美容・浴場業
		780	管理、補助的経済活動を行う事業所（78洗濯・理容・美容・浴場業）
			7800 主として管理事務を行う本社等
			7809 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
		781	洗濯業
			7811 普通洗濯業
			7812 洗濯物取次業
			7813 リネンサプライ業
		782	理容業
			7821 理容業
		783	美容業
			7831 美容業
		784	一般公衆浴場業
			7841 一般公衆浴場業
		785	その他の公衆浴場業
			7851 その他の公衆浴場業
		789	その他の洗濯・理容・美容・浴場業
			7891 洗張・染物業
			7892 エステティック業
			7893 リラクゼーション業（手技を用いるもので医業類似行為を除く）
			7894 ネイルサービス業
			7899 他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業
	79		その他の生活関連サービス業
		790	管理、補助的経済活動を行う事業所（79その他の生活関連サービス業）
			7900 主として管理事務を行う本社等
			7909 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
		791	旅行業
			7911 旅行業（旅行業者代理業を除く）
			7912 旅行業者代理業
		792	家事サービス業
			7921 家事サービス業（住込みのもの）
			7922 家事サービス業（住込みでないもの）
		793	衣服裁縫修理業
			7931 衣服裁縫修理業
		794	物品預り業
			7941 物品預り業
		795	火葬・墓地管理業
			7951 火葬業
			7952 墓地管理業
		796	冠婚葬祭業
			7961 葬儀業
			7962 結婚式場業
			7963 冠婚葬祭互助会
		799	他に分類されない生活関連サービス業
			7991 食品貸加工業
			7992 結婚相談業、結婚式場紹介業
			7993 写真プリント、現像・焼付業
			7999 他に分類されないその他の生活関連サービス業
	80		娯楽業
		800	管理、補助的経済活動を行う事業所（80娯楽業）
			8000 主として管理事務を行う本社等
			8009 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
		801	映画館
			8011 映画館

第IV編 付 録

日本標準産業分類（令和5年6月改定）			
大	中	小	細分類
N	生活関連サービス業、娯楽業	[つづき]	
	80	娯楽業	[つづき]
		802	興行場（別掲を除く）、興行団
		8021	劇場
		8022	興行場
		8023	劇団
		8024	楽団、舞踏団
		8025	演芸・スポーツ等興行団
		803	競輪・競馬等の競走場、競技団
		8031	競輪場
		8032	競馬場
		8033	自動車・モーターボートの競走場
		8034	競輪競技団
		8035	競馬競技団
		8036	自動車・モーターボートの競技団
		804	スポーツ施設提供業
		8041	スポーツ施設提供業（別掲を除く）
		8042	体育館
		8043	ゴルフ場
		8044	ゴルフ練習場
		8045	ボウリング場
		8046	テニス場
		8047	バッチェイニング・テニス練習場
		8048	フィットネスクラブ
		805	公園、遊園地
		8051	公園
		8052	遊園地（テーマパークを除く）
		8053	テーマパーク
		806	遊戯場
		8061	ビリヤード場
		8062	囲碁・将棋所
		8063	マージャンクラブ
		8064	パチンコホール
		8065	ゲームセンター
		8069	その他の遊戯場
		809	その他の娯楽業
		8091	ダンスホール
		8092	マリーナ業
		8093	遊漁船業
		8094	芸ぎ業
		8095	カラオケボックス業
		8096	娯楽に附帯するサービス業
		8099	他に分類されない娯楽業
O	教育、学習支援業		
	81	学校教育	
		810	管理、補助的経済活動を行う事業所（81学校教育）
		8101	管理、補助的経済活動を行う事業所
		811	幼稚園
		8111	幼稚園
		812	小学校
		8121	小学校
		813	中学校、義務教育学校
		8131	中学校
		8132	義務教育学校

日本標準産業分類（令和5年6月改定）			
大	中	小	細分類
○	教育、学習支援業	[つづき]	
	81	学校教育	[つづき]
	814	高等学校、中等教育学校	
		8141	高等学校
		8142	中等教育学校
	815	特別支援学校	
		8151	特別支援学校
	816	高等教育機関	
		8161	大学
		8162	短期大学
		8163	高等専門学校
	817	専修学校、各種学校	
		8171	専修学校
		8172	各種学校
	818	学校教育支援機関	
		8181	高等教育機関の支援機関
	819	幼保連携型認定こども園	
		8191	幼保連携型認定こども園
	82	その他の教育、学習支援業	
	820	管理、補助的経済活動を行う事業所（82その他の教育、学習支援業）	
		8200	主として管理事務を行う本社等
		8209	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
	821	社会教育	
		8211	公民館
		8212	図書館
		8213	博物館、美術館
		8214	動物園、植物園、水族館
		8215	青少年教育施設
		8216	社会通信教育
		8219	その他の社会教育
	822	職業・教育支援施設	
		8221	職員教育施設・支援業
		8222	職業訓練施設
		8229	その他の職業・教育支援施設
	823	学習塾	
		8231	学習塾
	824	教養・技能教授業	
		8241	音楽教授業
		8242	書道教授業
		8243	生花・茶道教授業
		8244	そろばん教授業
		8245	外国語会話教授業
		8246	スポーツ・健康教授業
		8249	その他の教養・技能教授業
	829	他に分類されない教育、学習支援業	
		8299	他に分類されない教育、学習支援業
P	医療、福祉		
	83	医療業	
	830	管理、補助的経済活動を行う事業所（83医療業）	
		8300	主として管理事務を行う本社等
		8309	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
	831	病院	
		8311	一般病院
		8312	精神科病院

日本標準産業分類（令和5年6月改定）			
大	中	小	細分類
P	医療、福祉	[つづき]	
	83	医療業	[つづき]
		832	一般診療所
		8321	有床診療所
		8322	無床診療所
		833	歯科診療所
		8331	歯科診療所
		834	助産・看護業
		8341	助産所
		8342	看護業
		835	施術業
		8351	あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所
		8352	療術業
		836	医療に附帯するサービス業
		8361	歯科技工所
		8369	その他の医療に附帯するサービス業
	84	保健衛生	
		840	管理、補助的経済活動を行う事業所（84保健衛生）
		8400	主として管理事務を行う本社等
		8409	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
		841	保健所
		8411	保健所
		842	健康相談施設
		8421	結核健康相談施設
		8422	精神保健相談施設
		8423	母子健康相談施設
		8429	その他の健康相談施設
		849	その他の保健衛生
		8491	検疫所（動物検疫所、植物防疫所を除く）
		8492	検査業
		8499	他に分類されない保健衛生
	85	社会保険・社会福祉・介護事業	
		850	管理、補助的経済活動を行う事業所（85社会保険・社会福祉・介護事業）
		8500	主として管理事務を行う本社等
		8509	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
		851	社会保険事業団体
		8511	社会保険事業団体
		852	福祉事務所
		8521	福祉事務所
		853	児童福祉事業
		8531	保育所
		8539	その他の児童福祉事業
		854	老人福祉・介護事業
		8541	特別養護老人ホーム
		8542	介護老人保健施設
		8543	介護医療院
		8544	通所・短期入所介護事業
		8545	訪問介護事業
		8546	認知症老人グループホーム
		8547	有料老人ホーム
		8549	その他の老人福祉・介護事業
		855	障害者福祉事業
		8551	居住支援事業
		8559	その他の障害者福祉事業

日本標準産業分類（令和5年6月改定）			
大	中	小	細分類
P	医療、福祉	[つづき]	
	85	社会保険・社会福祉・介護事業	[つづき]
		859	その他の社会保険・社会福祉・介護事業
			8591 更生保護事業
			8599 他に分類されない社会保険・社会福祉・介護事業
Q	複合サービス事業		
	86	郵便局	
		860	管理、補助的経済活動を行う事業所（86郵便局）
			8601 管理、補助的経済活動を行う事業所
		861	郵便局
			8611 郵便局
		862	郵便局受託業
			8621 簡易郵便局
			8629 その他の郵便局受託業
	87	協同組合（他に分類されないもの）	
		870	管理、補助的経済活動を行う事業所（87協同組合）
			8701 管理、補助的経済活動を行う事業所
		871	農林水産業協同組合（他に分類されないもの）
			8711 農業協同組合（他に分類されないもの）
			8712 漁業協同組合（他に分類されないもの）
			8713 水産加工業協同組合（他に分類されないもの）
			8714 森林組合（他に分類されないもの）
		872	事業協同組合（他に分類されないもの）
			8721 事業協同組合（他に分類されないもの）
R	サービス業（他に分類されないもの）		
	88	廃棄物処理業	
		880	管理、補助的経済活動を行う事業所（88廃棄物処理業）
			8800 主として管理事務を行う本社等
			8809 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
		881	一般廃棄物処理業
			8811 し尿収集運搬業
			8812 し尿処分業
			8813 浄化槽清掃業
			8814 浄化槽保守点検業
			8815 ごみ収集運搬業
			8816 ごみ処分業
			8817 清掃事務所
		882	産業廃棄物処理業
			8821 産業廃棄物収集運搬業
			8822 産業廃棄物処分業
			8823 特別管理産業廃棄物収集運搬業
			8824 特別管理産業廃棄物処分業
		889	その他の廃棄物処理業
			8891 死亡獣畜取扱業
			8899 他に分類されない廃棄物処理業
	89	自動車整備業	
		890	管理、補助的経済活動を行う事業所（89自動車整備業）
			8901 管理、補助的経済活動を行う事業所
		891	自動車整備業
			8911 自動車一般整備業
			8919 その他の自動車整備業
	90	機械等修理業（別掲を除く）	
		900	管理、補助的経済活動を行う事業所（90機械等修理業）
			9000 主として管理事務を行う本社等
			9009 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所

第IV編 付 録

日本標準産業分類（令和5年6月改定）			
大	中	小	細分類
R	サービス業（他に分類されないもの）	[つづき]	
	90	機械等修理業（別掲を除く）	[つづき]
		901	機械修理業（電気機械器具を除く）
			9011 一般機械修理業（建設・鉱山機械を除く）
			9012 建設・鉱山機械整備業
		902	電気機械器具修理業
			9021 電気機械器具修理業
		903	表具業
			9031 表具業
		909	その他の修理業
			9091 家具修理業
			9092 時計修理業
			9093 履物修理業
			9094 かじ業
			9099 他に分類されない修理業
	91	職業紹介・労働者派遣業	
		910	管理、補助的経済活動を行う事業所（91職業紹介・労働者派遣業）
			9100 主として管理事務を行う本社等
			9109 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
		911	職業紹介業
			9111 職業紹介業
		912	労働者派遣業
			9121 労働者派遣業
	92	その他の事業サービス業	
		920	管理、補助的経済活動を行う事業所（92その他の事業サービス業）
			9200 主として管理事務を行う本社等
			9209 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
		921	速記・ワープロ入力・複写業
			9211 速記・ワープロ入力業
			9212 複写業
		922	建物等維持管理業
			9221 ビルメンテナンス業
			9229 その他の建物等維持管理業
		923	警備業
			9231 警備業
		929	他に分類されない事業サービス業
			9291 ディ스플레이業
			9292 産業用設備洗浄業
			9293 看板書き業
			9294 コールセンター業
			9295 ペストコントロール業
			9299 他に分類されないその他の事業サービス業
	93	政治・経済・文化団体	
		931	経済団体
			9311 実業団体
			9312 同業団体
		932	労働団体
			9321 労働団体
		933	学術・文化団体
			9331 学術団体
			9332 文化団体
		934	政治団体
			9341 政治団体
		939	他に分類されない非営利的団体
			9399 他に分類されない非営利的団体

日本標準産業分類（令和5年6月改定）			
大	中	小	細分類
R	サービス業（他に分類されないもの） [つづき]		
	94	宗教	
	941	神道系宗教	
		9411	神社、神道教会
		9412	教派事務所
	942	仏教系宗教	
		9421	寺院、仏教教会
		9422	宗派事務所
	943	キリスト教系宗教	
		9431	キリスト教教会、修道院
		9432	教団事務所
	949	その他の宗教	
		9491	その他の宗教の教会
		9499	その他の宗教の教団事務所
	95	その他のサービス業	
	950	管理、補助的経済活動を行う事業所（95その他のサービス業）	
		9501	管理、補助的経済活動を行う事業所
	951	集会場	
		9511	集会場
	952	と畜場	
		9521	と畜場
	959	他に分類されないサービス業	
		9599	他に分類されないサービス業
	96	外国公務	
	961	外国公館	
		9611	外国公館
	969	その他の外国公務	
		9699	その他の外国公務
S	公務（他に分類されるものを除く）		
	97	国家公務	
	971	立法機関	
		9711	立法機関
	972	司法機関	
		9721	司法機関
	973	行政機関	
		9731	行政機関
	98	地方公務	
	981	都道府県の機関	
		9811	都道府県の機関
	982	市町村の機関	
		9821	市町村の機関
T	分類不能の産業		
	99	分類不能の産業	
		999	分類不能の産業
		9999	分類不能の産業

6. 連絡先・問い合わせ先

(1) フロン類算定漏えい量報告・公表制度に関する問い合わせ先

省庁名	担当課	連絡先
環 境 省	地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室	TEL : 0570-055-520
経済産業省	産業保安・安全グループ 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室	TEL : 03-3501-1511 (内線 3711)

(2) 事業所管官庁の問い合わせ先 (2025年7月現在)

省庁名	担当局部課	連絡先
内閣官房	内閣総務官室	TEL : 03-5253-2111 (内線 85192)
内閣府	大臣官房 企画調整課	TEL : 03-5253-2111 (内線 38108)
宮内庁	管理部 管理課	TEL : 03-3213-1111 (内線 3495)
警察庁	長官官房 企画課	TEL : 03-3581-0141 (内線 2137)
金融庁	総合政策局 総務課	TEL : 03-3506-6000 (内線 2739)
こども家庭庁	成育局 総務課	TEL : 03-6771-8030
総務省	大臣官房 企画課	TEL : 03-5253-5111 (内線 21905)
法務省	大臣官房 秘書課	TEL : 03-3580-4111 (内線 2888)
外務省	大臣官房 会計課	TEL : 03-5501-8000 (内線 2800)
財務省	理財局 総務課 たばこ塩事業室	TEL : 03-3581-4111 (内線 2259)
文部科学省	大臣官房 文教施設企画・防災部 施設企画課	TEL : 03-5253-4111 (内線 3696)
厚生労働省	政策統括官 政策統括室	TEL : 03-5253-1111 (内線 7723)
農林水産省	大臣官房 環境バイオマス政策課	TEL : 03-3502-8111 (内線 4315)
経済産業省	産業保安・安全グループ 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室	TEL : 03-3501-1511 (内線 3711)
国土交通省	総合政策局 環境政策課	TEL : 03-5253-8111 (内線 24411)
環 境 省	地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室	TEL : 0570-055-520
防 衛 省	地方協力局 環境政策課	TEL : 03-3268-3111 (内線 36365)